

第九十六回 参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第七号

(二〇四)

昭和五十七年五月十二日(水曜日)
午後一時三十分開会

委員の異動

五月八日

辞任

高木 正明君

五月十二日

辞任

近藤 忠孝君

補欠選任

斎藤栄三郎君

補欠選任

山中 郁子君

出席者の左のとおり。

委員長

上田 稔君

理事

中西 一郎君

委員

降矢 敬義君

村上 正邦君

福岡 知之君

多田 省吾君

井上 孝君

小澤 太郎君

小林 国司君

斎藤栄三郎君

田沢 智治君

名尾 良孝君

中村 啓一君

鳩山威一郎君

田山 雅也君

野田 哲君

宮之原貞光君

大川 清幸君

峯山 昭範君

近藤 忠孝君

山中 郁子君

委員以外の議員

栗林 卓司君

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

金丸 三郎君

松浦 功君

青島 幸男君

中山 千夏君

坂田 道太君

世耕 政隆君

角田禮次郎君

柳川 俊一君

大林 勝臣君

高池 忠和君

浅野 一郎君

法制局長

法制局側

法制局側

法制局側

法制局側

法制局側

法制局側

法制局側

法制局側

法制局側

法制局側

法制局側

法制局側

法制局側

法制局側

法制局側

法制局側

法制局側

法制局側

法制局側

法制局側

法制局側

法制局側

法制局側

法制局側

○委員長(上田稔君) 御異議ないと認めます。
それでは、質疑のある方は順次御発言願います。

○峯山昭範君 公職選挙法の一部を改正する法律案、すなわちいわゆる自民党案に対して私は質問を行います。

特にきょうは、先般の私の質疑で憲法問題に入ったわけでございますけれども、その憲法の問題の中でも、まあ時間が一時ほどしかございませぬのでどこまで深く入れるかわかりませんが、問題は非常に多岐にわたっております。特に私たちが、いろいろありますけれども、主に憲法第十四条第一項いわゆる平等保障事項ですね、それから二つ目に国民の公務員選定、罷免権に関する保障事項すなわち第十五条第一項、それから結社の自由に関する保障事項、憲法第二十一条第一項、それから議員及び選挙人の資格に関する平等保障事項、憲法第四十四条等、特にこういうところに今回の選挙法は違反をするのではないかと、そういう疑いを抱いているわけであります。

並びに、いままでも委員会におきます発議者のいわゆる答弁、まだ会議録がすべてでございましておられないのですべて精査したわけではございませぬ。しかしながら、いままでも会議録がございまして分を精査してみますと問題点が非常に多岐にわたっております。したがって、きょうはその初めの方を順次発議者の御意向並びに御見解を承ってまいりたい、そういうふうな考えております。

そこで、初めに発議者にお伺いをいたしたいのは、これはいままでの会議録をすべて見ましても相当何回にもわたって御発言をいらっしゃいます。特にその中の基本となるような問題の中で選挙権の問題について初めに伺いをしておきたいと思っておりますが、この選挙権というのはいわゆる

基本的な人権ではございませぬと、選挙権は基本的人権ではございませぬという御答弁が終始一貫してあるわけであります。これはその御見解に変わりはないかどうか、これは一体どういうお考えから出ていらっしゃるのか、この点について初めにお伺いをしたいと思います。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 先般来たびたびお答えを申し上げておりますように、憲法の第十五条の第一項が「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」と、この規定をいたしております。これは国民の参政権を規定した基本的な規定であると私どもは考えます。これをもとにいたしまして、公務員を選定する具体的な方法として選挙とかいろいろな方法があるわけでございまして、選挙につきましては憲法には選挙権という言葉は使われていないわけでございませぬ。

そして、第十五条の第三項あるいは第四項に選挙に関する規定がございしますが、同時に第四十四条に「議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。」という規定がございまして、これを受けて第四十七条に「両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」というふうになっておるわけでございませぬ。したがって、国民の参政権は基本的な権利であると言えましようが、その参政権の具体的な行使の方法である選挙につきましては、いわば選挙人の資格、被選挙人の資格と、こういうふうな明確に憲法にも規定されておりますので、私どもは選挙権については四十四条等の、あるいは四十七条によって規定をされているものだ。

これは先般、宮之原委員が十五条に関連いたしましてこの点を明確にしたいという御趣旨の御質問がございました。私どももこの点は非常に大事な点でございませぬので、第十五条一項は基本的な参

政権の規定であり、具体的な選挙の資格、被選挙の資格は四十四条あるいは四十七条——地方自治についてはまた別の規定がございます。これに基づいて規定されておるものであって、選挙権というのは選挙人を構成するための資格であって、それは法律によって定められ与えられるものであり、こう申してもよろしい、こういうふうに考えます。

○峯山昭範君 あれこれおっしゃいましたが、要するに選挙権は基本的人権ではないと、こういうことですね。これから逐次細かくお話を伺いしてまいりますので、私が質問することにその都度明確にお答えいただければ結構でございます。端的におっしゃっていただいて結構です。要するに選挙権は基本的人権ではないとお考えなんですね。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 人権という言葉の意味の解釈にもよろうかと思いますが、私どもは人権とは別の表現で基本的な参政権というふう

に解すべきであると、このように思います。
○峯山昭範君 いや、私はあなたの答弁を引いて言うておるわけです。あなたは参政権は基本的人権ではあるけれども——そうなんでしょう、あなたは参政権は基本的人権と認めているわけでしょう。まあそれはいいですよ、私が言うているのは、選挙権は基本的人権ではございませんと、言うておるわけだ、あなたは答弁のとこで、金丸さん、あなたが、私が言うているのと違う、あなたが選挙権は基本的人権ではございませんと、言うておるわけだ。そのとおりかとこう聞いておるわけですよ。どうですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) これは他の人間が本来持つておる自由とかいうようなものと同じ意味の基本的な人権ではないと、こういう意味で申し上げております。ただ基本的な参政権である、そして具体的な選挙権あるいは選挙資格は法律によって定められるものである、こういうふう

に解しております。
○峯山昭範君 あなたはそこをどこかそうとして

はいけません。あなたはそこでどこかそうとしていますよ。私はあなたの答弁を引いてやっております。これはあなた、どうしてもこれは逃げ

るわけにいかぬのですよ。あなたの答弁なんですから、いやそのとおりですとおっしゃっていただかぬと私は困るわけです。そうではないと、これは会議録全部訂正していただきますよ、あなたが

おっしゃっているわけですから。
これは、「私から申し上げるまでもないこと」と思いますが、選挙権は「基本的人権ではござい

ません。わが国の過去を見ましても婦人には参政権が与えられておりませんでした。これは戦前のことを言うておるわけです、その後

つと。戦前と戦後はこれはもちろん参政権に対する国の基本的な考え方が違っていたわけですね、そうでしょう。だからあなたの考えは私はわかり

ますよ、言っていることは、戦前と戦後は国家の体制が違っていました。そうですね。そうでしょう。

それでは、そのところをもう一回確認しておきましようか。戦後は日本はどういう国家体制なんですか。そして戦前はどのような体制なんですか。それを一遍お伺いしておきましよう。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 戦後は国民主権の国家体制と、このように申してよろしいと思

います。
○峯山昭範君 戦前はどうかですか。
○委員以外の議員(金丸三郎君) 戦前は天皇制で

ございます。
○峯山昭範君 ですから、戦前は立憲君主国家と

言われていましたね。そして戦後は御存じのとおり、憲法にもありますように代議制民主国家です

ね。あなたがいまおっしゃったとおりです。ところが、あなたは答弁の中で参政権と先ほどから

おっしゃっていますが、参政権が基本的人権の中に組み込まれてきたのも戦後でございますね。戦前の体制の中では、いわゆるこの婦人参政権とか

いうふうなものは体制が違いますからなかったわけですね。だから戦前の国家体制の問題と戦後

の国家体制の問題を同じ時点で置いてあなたは答弁していらつしやるわけです。これはあなたの答弁ですよ。それ自体もおかしいわけです。

しかし、その点余りよそへはみ出すと論点がぼけますから、もう一回私お伺いいたしますが、選挙権は基本的人権ではございませんと、このとおりなんでしょう。あなたそう考えているわけでしょう。これはほかに何も講釈ないですよ。ある講

釈は、先ほど全部私読みましたけれども、「わが国の過去を見ましても婦人には参政権が与えられておりませんでした。また納税資格が選挙権の要件であつたこともございします。だから戦前の体制をずっと述べていらつしやるだけです。だけ

れどもここにあるあなたの答弁は、選挙権は基本的人権ではないということと明確になつて

います。あなたが違つて言うのなら、これは全部訂正してもらわなければいけません。どう

したけれども、そのほかいっばいまだありますよ。余りほかのことを言うことやこしくなりますからあえて言いませんけれども、あなたがいまおっしゃった二つ、問題となる二つです。これは十五条一項の中にすべて含まれているんでしょ、どうなんですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 先ほど来申し上げておりますように、十五条の第一項は基本的な精神と申しましょ、をうたったものであつて、具体的な選挙人の資格とか被選挙人の資格とか、これは私どもは別個法律で具体的に定まつてくるのだと、こういうふうに考えております。

○釜山昭範君 いや、そうじゃないでしょう。十五条一項はあなた抽象的なものなんて言っていますけれども、十五条を一遍でつかい声で読んでいただければ、私読みましょ、失礼です。十五条一項は「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」これは抽象的なものであります。全く具体的なものではありませんか。具体的にこういふふうにならんと指摘をしていらつしやるやありませんか。公務員を選定するといふことはどういふことですか。あなたがいまおっしゃった選挙するといふことではないか。公務員を選定するといふのは選挙をするといふことじゃないか。そうでしょう。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 選定の具体的な内容が私はいろいろあるんだと思ひます。民主政治のもとで国会が直接選挙によつて選ばれるような組織になり、また地方自治団体の首長は直接に選挙で選ばれるというふうな憲法の規定になつておるわけでございます。この十五条の第一項の公務員を選定するといふことはいろいろありますので、その選定の方法もあれば、選定に際してどういふ国民がその選定に参画するか、これは選挙権にも関係があるわけでございます。私は、これは選定の方法なり選定をする国民の範囲なりは別途法律で定められるようになっておる、そういう意味で十五条の第一項は抽象的と申しましょ、基本的な大原則をうたったものである、こういうふう

お答えを申し上げるわけでありま。

○釜山昭範君 それはあなたお考え違ひじゃないでしょうか。先ほどからあなたは公務員を選定するといふのはいろいろ広い範囲がある、これは抽象的なものとおっしゃつておられますが、あなたは先ほど十五条第一項の「公務員を選定し」といふ、そのいふゆる選挙権のことを含めて私は申し上げたわけでございますが、その中で一番ポピュラーなもの、一番一般的なもののいふゆる選挙をするといふこと、あるいは議員を選ぶといふこと、それが一番ポピュラーじゃないか。

それじゃ、あなたの答弁からいしましょ。これは四月十四日の会議録で、この間山先生が当委員会に質問された場合のあなたの答弁です。「この憲法の十五条第一項の規定は私どもは選挙権とは考えません。」あなたは選挙権とは考えませんと言つておられるわけですか。あなたの答弁だけまづ言ひます。「選挙権とは考えません。むしろわが国におきましては立候補の自由を保障した規定ではなからうかと、こういう考えの方の方が通説であるように考えます。」と、こうあなたは答弁で述べておられるわけですか。これはこのとおりですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) それはそのとおりでございます。

○釜山昭範君 それじゃ全くこれは議論が逆さまなんだ。あなたは「十五条第一項の規定は私どもは選挙権とは考えません。むしろわが国におきましては立候補の自由を保障した規定ではなからうかと、」こういうふうにお考えで、あなたは「まことの」とおっしゃつておられます。

それじゃ、まず十五条第一項の規定、これは選挙権といふゆる選挙権。選挙権といふのは公務員を選ぶといふことですね。それじゃ、立候補の自由を保障した規定ではないか。どこがどういふふうな立候補の自由を保障した規定なんですか、一遍説明してみてください。あなたは通説だと言ふのですからどういふ通説があるのか一遍聞か

てください。私はいろいろな学者からお伺ひしましたが、こういう通説はない。要するに十五条一項は公務員を選ぶ権利であつて、立候補の自由を保障した規定なんぞ言うのは、あなたの議論は全く逆さまです。これはあなたの議論だけで私はいまやつておられるわけですが、どうもね。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 十五条の第一項は、直接間接国民の意思によつて公務員を選定罷免される、終局的に国民の意思によるものと、こういうふうに解すべきだといふことで先ほど来お答えを申し上げておるわけでございます。

ただいまの御質問の点でございますが、やはり国民が公務員になるということにつきまして、憲法によつて公務員になることが保障されておると申しましょ、か、そういう意味で申し上げたわけでございます。

○釜山昭範君 金丸先生、何を言つておられるのかわかりませんよ、いまあなたの答弁。あなたは十五条一項は直接間接に国民の意思をあらわすものと前段でおっしゃいました。直接間接に国民の意思を表現するものであるといふは、それは端的に言へば選挙権とか非選挙権とか立候補する自由とか、そういうふうなものが直接間接にこれらあらわすものであつて、あなたが言うように十五条一項の規定は私どもは選挙権とは考えていませんといふことは全くあなた自身の言つておられることと矛盾するやありませんか。

あなたが後段言つたことは全く意味の通じないことを言ひましたよ、国民が公務員になることを保障している規定であるとか何とか。そんなことは私の質問とは全く違ひやありませんか。あなたは十五条一項は立候補の自由を保障した規定ではなからうかと、それが通説でございますと、こう言つておられるわけですか。これはあなたの答弁です。こんな通説私聞いたことありませんね、本当に。これは公務員を選定すると、その公務員を選定するといふ選定の根幹は、一番大事なのはやっぱり国会議員を選ぶといふのが一番大事じゃありませんか。選定するといふ選定の中身はやっぱり

選挙が含まれるやありませんか。これは抽象的なものじゃありませんよ。

だから、あなたが答弁しているこれは、もう一つ全部取り上げますと、全部取り消して全部変更してもらわなければいけませんよ。あなたは最高裁の判決を私が持ち出すと思つて一生懸命さつきから言つておられます。私ももちろん最高裁の判決は一言もやつていないのです。もちろん最高裁の判決なんか持ち出したら全然だめじゃないですか、これ。ちゃんと答弁してくださいよ。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 第十五条の第一項は、「公務員を選定し、及びこれを罷免する」といふような書き方でございますけれども、国民の基本的な参政権を原則的な規定として規定したものである。したがつて、その原則的な意味におきまして参政といふのは選挙にも通じましょ、か、また立候補にも通じると、そういう意味で私は申し上げたのでございませう。私の承知しておる限りではそういうふうな学者の意見がございませうので、私は先般のように御答弁を申し上げた次第でございます。

○釜山昭範君 いまあなたの答弁は、要するに「公務員を選定し、」これを罷免する、特に「公務員を選定し」といふところ、十五条一項です。これは選挙にも通じましょ、か、また立候補にも通じるといふあなたは山先生に答弁と全く逆じゃありませんか。あなたは「十五条一項の規定は私どもは選挙権とは考えません」と、それと対比して「むしろわが国におきましては立候補の自由の保障した規定ではなからうかと、」これが「通説」になつておられる、こうあなたがおっしゃつておられるのです。通説といふのはいろいろの人が言つておられるのが通説でしょう。こんな通説ないじゃないですか。しかもあなたが言つたこととこれは全く違ひますね、答弁が訂正していただければ。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 先ほど来申し上げておりますように、十五条の第一項は基本的な

参政権を規定したものでございまして、選挙権は、選挙人の資格については先ほど来申し上げておりますように四十四条とか四十七条によって法律で規定される。国民の参政という面では国会議員になるとかあるいは知事、市町村長になるとかというようなこともあるわけでございまして、そういう意味で国民に立候補の自由と申しましょるか、国政に参与する基本的なものを保障するこれが一つの根拠規定と解していいのではなからうかと、こういう意味で申し上げたわけであります。

○峯山昭範君 また矛盾してきましてよ。あなたの答弁はもう全く答弁になっていませんよ。これは私は敷衍して敷衍してあなたの答弁を生かして言っているわけですが、あなたは十五一条一項は基本的な参政権をうたったものだと言っているでしよう。基本的な参政権とは何だと、基本的な参政権の中には選挙権も被選挙権も、あるいは公務員になる権利も公務員を罷免する権利も、あるいは国民投票する権利も、そういうようなものがすべて含まれるのじゃないですか。だから、十五一条一項はこれの中に選挙権が含まれないと決めつけてしまうことはできないのじゃないですか。あなたの後ろにいらっしゃる法制局の人もそう言っています、私さう言ったが。やっぱりおかしいんだよ、どう考えたって。そんなことは言えないなんて絶対言えないわけですから。

○委員以外の議員(金丸三郎君) あつては言葉の違いかもわかりませんが、私先ほど来申し上げておきますように十五一条の一項は具体的な規定ではないと、国民の参政権を規定したものであって、その参政権の中身としては選挙権もあれば被選挙権もございましょう。しかし、私が先ほど来申し上げておきますように、選挙権は四十四条、あるいは被選挙人の資格、これもまた別個の規定で規定されるわけでございまして、十五一条の第一項は基本的な権利を規定をし、そして選挙権、被選挙権につきましては別個に法律で具体的に定められるんだと、こういうふうに申し上げているつもりでございます。

○峯山昭範君 いや先生、あなたがそう言えば、それをそのとおりであつたにしても、それじゃ今度はあなたの言ったことがおかしくなるんです。何でおかしいかという、この四月十四日の答弁は、前段は十五一条一項は私どもは選挙権とは考えていませんと、ところがそのすぐ後に立候補の自由を保障した規定ではないかと、そういうふうになつておられるわけですか。

それじゃ立候補の自由とは何か、それをもう少し詰めて、立候補の自由ということはいわゆる十五一条の一項の中にはもつと書いてないわけですよ。何にも書いてないわけですよ。だからあなたは、私はもつと端的に言いますと、基本的な参政権の中に――あなたは言葉の違ひだとか何とか言っていますけれどもそうじゃない。十五一条一項というのはいわゆる総論です。総論としてこの中にいわゆる参政権と、あなたがおっしゃるようにならざる参政権と、あなたがいう参政権としてこの中に選挙権とあるのはこれは参政権としてうたつておられるわけではいけません。だから、その参政権の中には選挙権も被選挙権も、公務員を選ばず罷免する権利も、あるいは国民投票、そういうようなものもすべて含まれておられるわけですから、被選挙権が含まれてないとは言えないわけですよ。断言はできない、絶対これはあなたがさういうふうに考へていないという、いらないと断言するなら断言するだけのきちとした根拠がなくちゃいかぬ。根拠なんか全くないじゃありませんか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 憲法の第四十四条に「選挙人の資格は、法律でこれを定める」とございまして。十五一条の第一項は「選挙権」とございまして。四十四条が選挙人の資格すなわち選挙権は法律でこれを定めると、こう書いてございまして、この前の円山委員の質問に対してはあのようにお答えをしたわけでございまして。

の一項は抽象的な参政権の規定で、具体的な選挙人の資格、選挙権、被選挙人の資格、被選挙権、これは四十四条で明確に法律で規定すると、十五一条に「選挙権」とあるのは、四十四条の規定で規定されておられるわけではございませんか、そういう意味で円山委員にはお答えを申し上げた次第でございまして。

○峯山昭範君 いや、あなたはさういうふうには言っていますが、それは違います。

十五一条一項、円山さんは具体的にと言つていますが、円山さんの質問は、「いわゆる憲法十五一条一項の公務員の選定、罷免権とそれからいま問題にしておられます選挙権とは、どういふふうにかこの二つをとりえられて本改正案に臨まれたのか」という質問です。それに対してあなたは、「この憲法の十五一条一項の規定は私どもは選挙権とは考えません。むしろわが国におきましては立候補の自由を保障した規定ではなからうかと、こういう考へ方の方が通説であるように考えます」と、こう言つておられるわけですか。何もこれは具体論じゃないですよ。

要するに十五一条一項、これはあなたは参政権と云ふことで言葉の違ひだなんて言つておられますけれども、要するに選挙権といふのが十五一条一項の中に明確に含まれていないんですよ、参政権の中にあなたは含まれてないと言ふんです。参政権の中に十五一条一項で言う選挙権といふのは含まれてないんですよ。あなたが言う参政権の中に選挙権は明確に含まれていないんですよ。だから、あなたが言うように、ここに書いてあるようにこの十五一条一項の規定は選挙権とは考えていないといふのはやっぱりこれは誤りじゃありませんか。

に宮之原委員からも前回御質問がございました。そのときに十五一条の一項に関連いたしました、やはり選挙権に関連して十五一条の一項をどう解釈するのかという趣旨の御質問がございました。私どもが十五一条の一項は選挙権を含まないと言ふのは、具体的な選挙権、これは国会議員の選挙の資格もあれば地方議会の議員の選挙の資格もございまして、そういう意味で具体的な選挙権はそれ法律によって定められると、こういうふうになつておられるわけではございませんか。

○峯山昭範君 これは私はさつきから三段階言つておきますよ。もう一段階言つたにしても、それじゃあなたのいわゆる参政権の規定で選挙権とは考へていませんという、このところへもつと具体的に全部つけ加えていただけたらいいですか。全部具体的にあなたにはつけ加えていただけたらいいですか。四十四条で言うこの選挙の資格のことを私は言つておられるのであつて、十五一条一項のいわゆる選挙権といふのはさういふ意味で言つておられるのであつて、この十五一条一項は選挙権とは考へていないといふあなたの言つておられることは、すべて矛盾しているわけですよ。

あなたがここで答弁するんなら、憲法十五一条一項の規定を出して言うわけですから、そのときにはこれは参政権であつてとさつと云わなければいかぬわけですよ。それならいいわけですよ。ところが、あなたはさう言わないで、選挙権とは考へていないとはさつき言つておられるわけですから、これはどう考へたつて、だれが考へたつて、どこまで譲つたつてミスですよ。これは訂正していただかなければだめですよ。さうでしよう、あなたがどう答弁しようと。これは言葉のやりくりじゃありませんよ。

あなたは、大まかなことで十五一条一項は参政権といふのであつて、いわゆる選挙権といふのは全部四十四条と云つて、これはまたあなたの言う四十四条についてもまだほかに問題があるわけですよ。あなたの言つておられることを一つ一つ言つてこれらもう本当に何十時間あつても足りないぐらい

問題が多過ぎますよ。いまこの問題どうなんですか。あなたは明確に答弁していませんよ。要するに前段の選挙権とは考えていませんという答弁すらあなたは満足に答弁できない。後段のむしろわが国におきましては立候補の自由を保障した規定ではなからうかと、これが通説になっていると言っている。この後段の方も全く答弁がありませんよ。

私はあなたが何でこう答弁したかというのばかりです。いろいろいって読んでいてわかりました。それは最高裁の判決があるからです。だからこの最高裁の判決を逃げようと思って一生懸命やっているわけだ。ところがその最高裁の判決はまだ私は議題にしていけない、これは私質問の中に入れてないわけですから。入れなくたって十五条のこの一項だけであなたの方の明確な答弁はありませんよ。これは前段、後段もう一回区分をして明確に答弁してみてください。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私のお答えがあるいは少し端的過ぎたのかもわかりませんが、先ほど来申し上げておりますように、十五条の一項は基本的な参政権を規定したものであり選挙権がこれに含まれていないというふうなお答えを申し上げておきますのは、具体的な選挙権が十五条の一項では規定されていないのだと、こういう意味でございまして、そのように御了承をいただきます。

○多田省吾君 委員長、議事進行。
ただいまの私はたび重なる山委員の質問に対して金丸議員の答弁は全然答弁になっていないと思います。

山委員の質問したのは、本年の四月十四日の公選法特別委員会におきまして山委員も議員が、具体的な問題としてではなく「憲法の十五条一項の公務員を選定し罷免するの国民の固有の権利である」という規定があることから、この条文を根拠にやはりこれは基本的人権に属する、つまり固有の国民の権利じゃないのかというように議論が出ておるようございまして、いい

ゆる憲法十五条一項の公務員の選定、罷免権とそれからいま問題にしております選挙権とは、どういうふうなこの二つをとらえられて本改正案に臨まれたのか。ちょっとその辺をお聞かせいただきたいと思ひます。これに対して金丸三郎議員は答弁として、「選挙権は先ほど申し上げましたような基本的な考えに基づいて私どもは解釈をいたしております。この憲法の十五条第一項の規定は私どもは選挙権とは考えません。むしろわが国におきましては立候補の自由を保障した規定ではなからうかと、こういう考え方が通説であるように考えます。」と。また十六日の答弁でも、十五条の第一項は「この規定がいれば立候補の自由に関する規定だ」と、こういうふうな考え方をしておりますと、「通説と言つてよろしいのではなからうかと」、このような答弁に終始しております。

先ほど山委員から、この十五条の一項はきょう金丸議員が答へられたように国民の参政権だと、そうしたら先ほどから言っているこの私どもは選挙権とは考えませんという十四日の答弁は誤りじゃないか、訂正しないかと何回も言っているのに訂正していません。それから立候補の自由を保障した規定ではなからうかと、これが通説だ、学者も言っている、その学者を出してくださいよ。答弁が全然食い違つておりました、この重要な自民党案と憲法問題を審議している当委員会におきましてそんなおかしい答弁で横行できませんよ。訂正するなり、また皆さん議員で相談されて、それから法制局とも相談されてはつきりした答弁を出すべきです。いつまでたつてもこれはこんな質疑は続けられませんか、そんなあやふやな答弁では。「関連質問なのか」と呼ぶ者あり。議事進行なんです。ですから、これは理事会を開いてやってください、休憩にして。こんな答弁じゃ続けられませんか。(発言する者あり)

○委員長(上田稔君) 静かにしてください。
ただいまの多田君の質問は、委員長は関連質問として許可したのであります。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 先ほど、何通もお答えを申し上げておるのを繰り返すようございしますけれども、第十五条第一項は国民の基本的な参政権を規定した基本的な規定でございまして、具体的な選挙権につきましては四十四条で規定をされておると、このように繰り返してお答えを申し上げておるわけでございます。あるいは私の山先生なり宮之原先生なりの御質問に対する答弁が端的過ぎたかも知れませんが、いまのようなお答えで御了承をいただきたいと思ひます。

○山田昭範君 委員長、やっぱりこれは公正な運営をやつていただきたいと思ひます。答弁を聞いていてください。実際さつきから私何回もやっていますけれども、議員は非常にいいかげんな答弁ですよ。手帳なんか下見て書いていたりしないでよく聞いてください。委員長。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 先ほど、何通もお答えを申し上げておるのを繰り返すようございしますけれども、第十五条第一項は国民の基本的な参政権を規定した基本的な規定でございまして、具体的な選挙権につきましては四十四条で規定をされておると、このように繰り返してお答えを申し上げておるわけでございます。あるいは私の山先生なり宮之原先生なりの御質問に対する答弁が端的過ぎたかも知れませんが、いまのようなお答えで御了承をいただきたいと思ひます。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 先ほど、何通もお答えを申し上げておるのを繰り返すようございしますけれども、第十五条第一項は国民の基本的な参政権を規定した基本的な規定でございまして、具体的な選挙権につきましては四十四条で規定をされておると、このように繰り返してお答えを申し上げておるわけでございます。あるいは私の山先生なり宮之原先生なりの御質問に対する答弁が端的過ぎたかも知れませんが、いまのようなお答えで御了承をいただきたいと思ひます。

三年の判決ではなっておるわけです。そうでしょう。ということは、逆に言えば立候補の自由というのは選挙権の自由な行使と表裏の関係にある。というのとは逆で言えば、あなたは立候補の自由というのはこの十五条一項でうたつていて言っているわけ、あなたはな。つまり十五条一項でうたつていて立候補の自由というその本当の正面は何かという選挙権なんです。何でかという、十五条一項はあなたも御存じのとおり「公務員を選定し」とあるわけですから、これがいわゆる正面にくるわけですから、最高裁の判決と比べても。だからあなたの答弁はすべてに矛盾しているわけです。前段も後段も矛盾しているわけです。

したがって、前段の十五条一項の規定は私どもは選挙権とは考えていませんというの、あなたはさつきさつき認めてきた、言葉足らずだったとか端的だったとかちよつと言っています。少しづつ認めてき出して、委員長、少し認め出してきておるんですよ、全然違つて言っていない、少しづつ認めてきた。これはもうちよつと認めなさいか。だからこれは前段は完全にミスなんです。訂正していただかないか。後段はまたますますあなたに通説というのを教えてもらわなさいか。

いすれにしても、いまのあなたの答弁は明確に私の質問に答えてないわけだ。あなたは要するに十五条一項は基本的な参政権をうたつておるものであって、具体的な個々の権利については四十四条以降にうたつていて、言うわけよ。それだけ言っておるだけですよ、あなたは。だけれども、あなたの選挙権は含まれていないということ、それから立候補の自由をうたつたものだということ、あなたの主張に対して、これはおかしいじゃないかというのに対して一つも答弁ないじゃないですか。具体的に答弁してくださいよ。

ですから、委員長よく聞いてください。なんだよ答弁、全然。これはもう何回も言っているんですよ。私もう一時間近くやって一つも答弁

出てこないんじゃないよ。

○委員以外の議員(金九三郎君) どうも大變表現がまずうございまして申しわけございませんが、先ほど来申し上げておりますように、第十五条の第一項は国民の参政権を規定したものであると。参政権と申しますというと公務員になる権利も当然あるわけ、あるいは公務員の選定に参与する資格と申しましようか、という権利もあるわけで、これがいわば参政権の内容であらうと思います。その一種として選挙権も参政権の中に含まれておるのではないかというのが峯山先生の具体的な御主張のようでございます。私が申ししておりますのは、参政権の中には選挙権も入ってまいりましようが、それは抽象的な参政権という枠内におけるものであって、公務員を選定する方法として選挙を行います場合の選挙権というものは憲法の四十四条に規定されておるから十五条の第一項とは違ふと考えておりますと、こういうふうに私は申し上げておるわけであります。

○**峯山昭範君** あなたはさつきから参政権の問題についていろいろなことを言っておりますけれども、参政権の一番先に来るのは選挙権です。どうも、参政権を調べても、どういう百科事典を調べても、どういう学者の論説を調べても参政権のトツプに来るのは選挙権です。資料に全部ありますよ。一番に出てくるのは選挙権、その次が被選挙権、その次は公務員になる権利、公務員を罷免する権利。お隣りがうなずいておるからそのとおりだと思いますよ。それをあなたはその選挙権は別に規定しているからこの中に含まれてないと。そんなことないんです。たとえ四十四条に別に資格は規定してあつても、十五条一項の中のこのいわゆる参政権の中にはこれはさきつと含まれる、このことはさきつとしているわけです。

それだけじゃない。あともう時間的な問題がありますから私はあれですが、もっとこれはたくさんいろいろなことをやりたいわけですが、これはこの間の最高裁の判決もありますね、四十三年のこの最高裁の判決、あれでも選挙権が基本的人権の一

つであるということは明確じゃありませんか、もう端的に言えば。私はこれからもう一つの項目であなたと議論をしようと思っていましたけれども、四十三年の最高裁の判決で要するにこの選挙権というのも基本的人権、あなたはこれを持ち出して選挙権はそうじゃないと言うかもしませんが、四十三年の判決でいわゆるこの選挙権というのは基本的人権の一つとすべきであると明確になっているじゃありませんか。そうでしょう。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 昭和四十三年の最高裁の判決の字句は御承知のとおりでございます。ここに基本的人権というふう に述べられておりますのは、私どもは先ほど来申し上げておりますように憲法第十五条第一項の基本的な参政権であると、私どもは最高裁の判決はそうように解釈をしております。

○**峯山昭範君**　だから、要するに選挙権ですよ。参政権とはうたつてませんよ、この最高裁の判決は。参政権とは書いてませんよ、ここには。そうでしょう。最高裁の判決は「立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の關係にあり、」と、いわゆる選挙権の自由な行使と表裏の關係にある立候補の自由、この被選挙権ということを言っているわけです。選挙権、被選挙権のことを言っているわけです。そうじゃありませんか。

ですから、あなた方がさつきからさんざん答弁していることは、すべていままで会議録の中でいろいろと、もう一回、二回じやありませんよ、選挙権はいわゆる基本的人権ではないと。それはあなたは自然権的な問題ではないと言つて一生懸命逃げようとしています、それも違います。要するに人間である以上は当然持つてゐる権利、いわゆる自然権、自由権、社会権というようなものと参政権は違うんだとあなた方は言っていますが、それはずっと戦前ですよ。いわゆるまだ参政権が十分生きてなかつた時代が實際ありましたね。

そういうような時代はそうかもしれませんが、現在の時点では参政権というのは基本的人権の根幹をなすものじゃありませんか、そうでしょう。

私の手元にもたくさん資料がありますけれども、これは基本的な人権の中で参政権は明確にあります。参政権の中にトップに来るのがいわゆる選挙権ではありませんか。その選挙権、被選挙権を否定しているあなたの答弁が十分じゃないというのはもう明確ですよ。

委員長、さっきから同じことばかり答弁していますけれども、これじゃ幾ら、一時閨私やりましたけれども一歩も前進しないじゃありませんか。これじゃどうしようもありませんよ。本人も認めかかっていますから、訂正していただくか、または法制局で十分相談して後でまとめて答弁していただくか、理事会で御検討ください。

○委員長（上田稔君） 金丸君、いかがですか。
○委員以外の議員（金丸三郎君） 私どもは先ほど
来申し上げておりますように自然権的な意味の基
本的人権ではないと、かように考えております。
十五条の第一項は参政権を規定しておるものであ
つて、いわゆる民主政治のもとにおきましては選

挙によって公務員を選ぶのが普通でございます。したがって、選挙権が非常に大事な基本的人権のように考えられ、また一般にそうに言われておることも私も十分に承知しております。しかし、わが国の現憲法を見ますというと、やはり選挙人の資格、被選挙人の資格、こういうものは

憲法につきりと規定があるわけで、十五条の第一項と四十四条を私どもは総合的に解釈をして、選挙権はいわゆる基本的人権とは違つて基本的参政権ではございますけれどもやはり憲法四十四条の規定に基づいて少なくとも国会につきましては選挙の資格が与えられてくるんだ、私どもはこのように考えます。

○峯山昭範君 全然答弁になってないじゃないですか。最高裁の判決で明確になっていると言っているじゃないですか。これは全然答弁してないじゃないですか。

中には「きりと」、「憲法第十五条第一項は、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」と規定し、選挙権が基本的人権の一つであることを明らかにしている」と最高裁で判例を下しているわけですよ。それに対して、選挙権は基本的人権ではないと最高裁の判例と違つた答弁をしているのは、憲法八十一条あるいは九十九条の規定によつて、国会議員として、発議者としてこの答弁は憲法違反であり成り立ちません。ですからその答弁を否定するまでは私たちはこの審議は続けられません。こんな憲法違反の答弁に終始している。

それからもう一点は、先ほど峯山委員がおつしやつたように、田山委員の質問に対して憲法の十五条第一項の規定は私どもは選挙権とは考えませんと、これも誤っております。半分訂正しかかっていますが、はっきりまだ訂正していません。これは訂正を強く求めます。

それから、憲法十五条第一項は立候補の自由を

保障した規定ではなからうか、これが通説だと、これも私は誤りだと思います。これも訂正しなければこの審議は続けられません。やはりこれは鹽法問題で重要なところでございますから、はっきりした訂正あるいははっきりした答弁のし直しがあるまでは私たちは峯山委員の質問は続けられない

いと思ひますので、理事会を開いて検討していただきたい。憲法上の問題です。

○委員長（上田稔君）　なお意見が相違しておるようでございますが、金丸君答弁を願います。

○委員以外の議員（金丸三郎君）　私が再び申し上げておりますように、第十五条の第一項は参政権の基本的な規定でございます、その中には選挙に参加することあるいは公務員になるとか、そういうようなことも含まれておると言つてよろしいかと思ひますけれども、これは抽象的な参政権であつて具体的な選挙権の内容は四十四条によつて規定されておるんだと、私もそのように確信しております。

○多田省吾君　十四日、十六日と違いますよ、全

然。選挙権じゃないと言っているんだ。これは続けられせんよ。委員長、これは休憩してください。これでは何回同じことを言っても矛盾が重なるだけです。一番大事な憲法問題じゃありませんか。こんな答弁は納得できませんよ。これは休憩です。

○**山田昭範君** 委員長、金丸先生もだんだん認めているわけ、自分の行き過ぎだったとか端的だったとかいろいろを言っている。いま同じことを何回も言っていますけれども、あれは全然私の質問には答えてない、全部すれ違いなんだ。先ほどから話もごいますようにこれは最高裁の判決でも明確なんです。「被選挙権または立候補の自由が、選挙権と並んで、憲法第十五条一項の保障する重要な基本的人権の一つであることを明らかにしている。」というのがこの四十三年の判決、これは出さなくても明確なんです。ですからそれは明確にしてください。

○**委員以外の議員(金丸三郎君)** 先ほど来申し上げておりますように、第十五条の第一項は参政権の基本的な規定でございまして、最高裁の判決は私どもは私どもの言う基本的な参政権を認めたものだ、そういうふうに解釈をし、具体的な選挙権、被選挙権につきましては法律でやはり定めるんだと、このように考えてよろしいと、こういうふうに申し上げておるわけでありませう。

○**山田昭範君** これはやっぱり理事会で協議してください。答弁が全然もうだめです。(発言する者多し)

○**委員長(上田裕君)** 発言を求めて発言してください。
○**山田昭範君** 委員長、ちょっと休憩してください。そうでない時間だけ過ぎてだめですよ。私は一時間同じことをやっているけれども同じ答弁で全然だめです。進んでないです。(意見の相違だよ)と呼ぶ者あり)意見の相違じゃありませんよ。意見の相違じゃありません。

○**委員長(上田裕君)** 速記をとめて。
〔速記中止〕

○**委員長(上田裕君)** 速記を起こして。

○**委員以外の議員(金丸三郎君)** どうも私のお答えを御理解いただけないようでございますけれども、第十五条の第一項は基本的な参政権の規定で、参政権と申しますという選挙権とかあるいは被選挙権とかあり得るかと思いますが、具体的な選挙権、被選挙権につきましては四十四条で規定をされておるのだと、私は一貫してそのようにお答えをいたしてまいっております次第でございます。

○**山田昭範君** 委員長、時間が過ぎてしまうと困るんです。僕が質問した前段のことではいま言うておるんだ。後段については一回も答弁なし、一時間やっても。ですから、これはやっぱり相談していただかなければ困ります、同じことばかりやっておりますから。
○**委員長(上田裕君)** 金丸君、いまの点をちょっとはつきり言ってください。

○**委員以外の議員(金丸三郎君)** 先ほど来申し上げておりますように、第十五条第一項の参政権の中身としましてはいわば抽象的な選挙権とかあるいは立候補とか、これは参政権の中身でございましてからあるわけでございます。が、具体的な選挙権の中身とか、あるいは立候補の手段とか資格とかいうようなことについては、憲法上の規定もあり別個に法律で定められてよろしいんだと。いわば第十五条の第一項は抽象的な規定であって、具体的な選挙権の中身とか立候補のことは別途法律で定めればよろしいんだと、こういうふうに考えておるわけでありませう。(発言する者多し)

○**委員長(上田裕君)** 発言を求めて言ってください。静かにしてください。

金丸君の答弁は憲法をそのとりに読んでもおるものでございまして、これはそのほかに言いようがないのではなからうかと……(発言する者多し)

○**山田昭範君** 僕は理事会を要求してまします。
○**委員長(上田裕君)** 速記をとめて。
〔速記中止〕

○**委員長(上田裕君)** 速記を起こして。

○**委員以外の議員(金丸三郎君)** たびたびお答えを申し上げて十分御納得いただかないで申しわけございませぬけれども、私が再々申し上げておりますように、第十五条の第一項は抽象的な参政権の規定である。その中には民主政治のもとでございましてから一般通念から申しましても選挙に参加する資格あるいは権利、あるいは立候補する資格、そういうものもそれは入ってまいりまして。しかし、これは申し上げておりますように抽象的な選挙に参加する権利、立候補する権利でございまして、先般の御質問に対して私が第十五条の第一項が選挙権の規定ではないと申しましたのは具体的な選挙権に関する規定でないと、こういう意味で申し上げたわけでございます。

立候補につきましても具体的なことを申し上げたわけではいろいろ誤解を招いたようでございますが、あるいは私の表現が悪いのかもわかりませんが、あるいは第十五条の第一項はそういう意味でやはり抽象的な立候補に関する国民の基本的な参政権の権利の一環としての立候補の権利が認められる基本的な規定だと、こういうふうには解すべきであると、そして選挙権と同じように立候補につきましても別途法律で定められることは当然であろうと、こういうふうに考えております。

○**山田昭範君** 委員長ね、何も金丸さんの答弁は変わってませんよ。初めからあれですよ。ですから、あれではいかぬいうて私は一生懸命言っているわけですからね。答弁になってないです。(発言する者多し)

○**委員長(上田裕君)** それでは、十分間休憩をいたします。

午後二時十五分休憩
午後三時十分開会
○**委員長(上田裕君)** ただいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、公職選挙法改正に関する調査を議題とし、公職選挙法の改正について質疑を行います。

この際、金丸君から発言を求められておりますので、これを許します。金丸君。
○**委員以外の議員(金丸三郎君)** 先ほど山田委員の御質問に対しまして私がお答えを申し上げました中で、改めて明確に申し上げた方がよろしいと思っておりますので、私の答弁を申し上げます。三つの項目につきまして申し上げます。

第一は、憲法第十五条第一項の中に形容詞なしに選挙権が含まれていないと申しましたのは不適切でございました。

第二に、憲法第十五条第一項はむしろ立候補の自由を保障しているというのが通説であると私が申しましたが、ここは立候補の自由をも言うべきでございました。

第三は、選挙権に関する事柄でございますが、選挙権は天赋人権という意味での基本的人権ではないと言ったのでございまして、広い意味では基本的人権に含まれておるかと考えております。

○**山田昭範君** 先ほどから一時間近く議論をいたしましたので、いまのよう三点訂正をいただいたわけでありませう。したがって、私はいままで公職選挙法の自民党案につきまして相当いろいろな角度から質疑をやつてまいっているわけでありませうが、この三点にわたりますという点がどうなっているかというところは相当精査しなければならぬと思っております。

したがって、第一項の、第十五条第一項の中に選挙権が含まれていないというこの発言につきましては、形容詞なしにそういうことを言ったのは不適切なことでありませうから、これは間違っていることが明らかであります。

りますから、これはいままでも立候補の自由を保障しているというその通説を覆したことになりますので、これも間違いでありますので、今後の質疑の中でどういふ点があるかという点は詳細に精査する必要がありますと考えております。

それから、三番目の問題はわれわれとても納得できる問題じゃありません。これは選挙権は天賦人権という意味では基本的人権ではないと言ったのであって広い意味では基本的人権に含まれているということでありまして、いわゆるこの選挙権は基本的人権ではないということとはこれは真つ向から対立したてております。したがっていままで、いままでの基本的人権ではないと前置きなしにおっしゃっている部分については、これは会議録をすべて訂正をしていただかなければならないと思っております。また、この選挙権は天賦人権という意味では基本的人権ではないという言い方は、少なくともこれは古い時代の考え方でありまして、最近の学校の教科書、あるいはいろいろな大学の試験、いろいろなものを調べてみましても、基本的人権の中に明確に選挙権というのが出てまいります。これはもちろん参政権の中に出てくるわけでありまして、そういうふうな意味でこれも、こういうふうに広い意味では基本的人権に含まれるというふうな、そういう選挙権というものが軽いものではないというふうに私たちは考えております。

さらに、少なくとも現在の時点におきましては、昭和四十三年の最高裁の判決がやはり最終的なものでありと考えております。そういうふうな意味で、この最高裁の判決が、「被選挙権または立候補の自由が、選挙権とならんで、憲法一五一条一項の保障する重要な基本的人権の一つであることを明らかにしている。」、こういうふうな解説があるわけでありまして、そういうふうな意味でもこの基本的人権の重要さというものが明確になっております。

そういうふうな意味で、少なくともこれからは、そのほか、実は私きょうこの委員会で指摘

する事項の一つだけいまやったわけでありまして、実際はもっといろいろな角度から質問をしなければなりません、きょうは私の質問の持ち時間これで終わりますので、とりあえずきょうはこれで終わっておきたいと思っております。しかし、先ほど参議院の方から訂正の発言がございましたので、これをもとにいたしましていままでの会議録をさらに精査をいたしまして、改めて質問をさせていただきます、そういうふうな思っております。

○近藤忠孝君 約二時間余にわたる空転を経験しまして、私はなぜそうなったかと思ひますと、やはり参議院の中に選挙権と被選挙権を何とか基本的人権でないかのように言いつくろつて、その結果、選挙権や被選挙権の内容を法律で自由にできろつと、憲法の枠なんかないというふうな形をつくらうという、こういう無理な考えが基本にあったんだと、こう思ふわけです。そういう意味で私はそういう態度こそ根本的に変えるべきだと、こう思ひます。この点では、私が前回指摘をしました本法案の党利党略性、これも客観的にはまさに党利党略性なんです、それでないと言いつくろつとどこに無理がありました。

私は、これは先ほどみたに一時問余の時間をかけないで率直に撤回を求めたいと思ひますが、前回私が自民党の内部文書を示しまして、そこでこのように部外に対して調査を要請したことはないかとこの間きまして、二回にわたつてそういう要請をした事実はない、こう答えたわけでありまして、これは私は明らかに事実と反することだと思ひますが、率直にこの発言が誤りである、この事実はお認めになり、この発言は撤回されますか。

○委員以外の議員(金九三郎君) 私ども政策審議会の内部におきまして検討して、いろいろ案を審議しております中ではそのようなことはなかったのをごいいますけれども、先般御指摘のように総務局の方で依頼があったことがわかりまして、先般そのように私も正確に記憶いたしてございませ

んでしたのでそういうことはないと申し上げたわけでございますが、これは私の記憶違いでございましたので、その点はどうぞ御了承いただきたく思ひます。ほかに何ら他意はございませんでしたので御了承いただきたく思ひます。

○近藤忠孝君 自民党内の部局の問題にしてしまつたのですが、そうだとしますともう一言言わなければいけません。

と申しますのは、先週のNHKの国会討論会で自民党の梶木国対委員長は、この文書につきましてわが党の市川国対委員長が出しましたらこう言つています。どこから出てきたかわからぬような無責任な文書、こう言つてゐるわけですね。そして、司会者が党内文書ではないのですかと問ひましたら、でかい声でないかと二回も繰り返した。となりますと、私はいまの部局の問題と言ふにはこれまた余りにも無責任な発言ではないかと、こう思ひます。

そこで改めて伺ひますが、まずこれが党内文書であるということ、梶木さんは否定してしまつても、これはまず自民党内の党内文書であるかどうか。あることは間違いないですけれども、これはお認めになるかどうか。もう一つ、私はそんなことをおっしゃるならこれはぜひもう出して、党利党略でないとおっしゃるなら堂々と出して、ひとづ公にしてみんなで議論すべきだと、こう思ひますが、どうですか。

○委員以外の議員(金九三郎君) 私どもの党で依頼してつづいた文書であるということは間違いないと思つております。ただ、私どもの内部の一資料でございまして、私どもがその法案を作成し、このような案を決定いたします上の単なる一資料にすぎなかつたわけでございますので、その点はそれでどうぞ御了承をいただきますと思ひます。

○近藤忠孝君 私は自民党が党利党略でないと言ふのであればこれは出すべきだということを改めて要求します。

そこで、法務大臣、大変お待たせいたしましたけれども、大臣の基本的なお考えをお聞きしたい

のですが、選挙というものがこれは代表民主制の主柱であつて、特に国民代表原理という面から見ますとまさに私は選挙法こそが本当の憲法だと、こう思ひますし、そのように指摘されております。法務大臣、法を預かる大臣として選挙法をそのように理解しているかどうか、いかがですか。

○国務大臣(坂田道太君) 公職選挙法は日本国憲法の精神にのっとりまして民主政治を実現いたします方法を定めまします重要な法律であるといふふうに考へております。

○近藤忠孝君 そうしますと、選挙法の中身が憲法違反になりますと、まさに選挙法こそ憲法なんですから、そのことによつて憲法そのものが改正手続を経ないで変えられてしまふ、まさに実質的な改憲になつてしまふのではないかと、そう思ふわけです。そういう点では私はこの法案の違憲性問題、憲法違反かどうかというこの問題の討議は徹底して行われるべきだと、こう思ひますが、これは法を預かる法務大臣の立場からそうだと思うのですが、どうですか。

○国務大臣(坂田道太君) これはこういう基本的な問題につきまして国会で自由に御討議いただくということは当然なことではないかというふうに思ひます。

○近藤忠孝君 自由にやるのはあたりまえなんです、特に私が言つてゐるのは憲法違反かどうか、特に合憲性問題、これは特に徹底的に審議をするのが私は国会に与えられた責務である、こう思ふのですが、法務大臣の立場から考へてどうかということなんです。

○国務大臣(坂田道太君) とにかく法律に基づいて事は行なわなければならないというのが法務大臣としての考へでございますから当然だと考へております。

○近藤忠孝君 そこで、参議院にお伺ひします、憲法問題は一番大事な問題であり、いま法務大臣も言つたとおり徹底してやつてほしいというのを法務大臣の立場からもう言われたわけですから、四月二十八日、峯山委員のまことに

これから本格的な憲法議論に入ろうとする場所です。質疑打ち切りがあったわけですね。ということは、私は発議者も含めて自民党としてはいま法務大臣も触れられた一番大事な憲法問題、これを避けて通ろうとしたんだ、こう指摘せざるを得ないのです。発議者、どうですか。

○委員以外の議員(金九三郎君) 私どもは提案者でございまして、御審議のございます限りは十二分に御審議をいただきたいと、そして御質問の点はお互いに明確にさせて、違憲性なんかのないように努力をすべきである、かように考えております。

○近藤忠孝君 そうしますと、動議を出した方はいまいませんけれども、しかしそれを受けて委員長が何か紙切れを読み上げられたすけれども、委員長としてはこの一番大事な憲法問題を避けて通つてもいいと、あの当時はそう思っていたのですか。

○委員長(上田徳君) 憲法問題を避けて通るために質疑を打ち切ったのではないかと御質問でございまして、その問題につきましては、質疑を打ち切りました問題につきましては理事会にお諮りをいたしまして、そして結論を得ていただいてこの開会に至つておるのでございます。

○近藤忠孝君 そこまでお答えいただくなら、もつと前をお答えいただきたいですね。ですから、私お聞きしているのは、あの二十八日の段階で委員長としては、動議があった、それに対して憲法問題を避けて通つていい、やつてしまおうと、こうお考えになったのでしょうか。その当時の気持ちです。いかがですか。

○委員長(上田徳君) 憲法論議はそれまでも出ておつたのでございますが、そういう避けるためにやつたのではないのでございまして、動議が出たものでございましてそれを採択したのでございまして。その後理事会においても討議していただきまして、決まつて、この開会ということになつております。

○近藤忠孝君 再開にわれわれも合意したわけでは

すからその点はいいのですが、私は少なくとも一番大事な問題を避けて通ろうとした、そのことは今後絶対してはならないということを委員長に特に要望して、次に入りたいと思います。

そこで、発議者にお伺いしますけれども、盛んに本法案が憲法に適合する合理的な制度である、その合理的な制度として拘束名簿式比例代表制を採用した、こう繰り返して述べておるんです。ということは、それは現行全国区制に比べてより憲法に適合しより合理的なものという、そういう趣旨なんですか。

○委員以外の議員(金九三郎君) 制度全体として考えまして、現行の制度には繰り返し申し上げておりますようにいろいろ無理な点がございますので、私どもが提案をいたしております制度の方が合理的と考へておると、こういう意味でござい

ます。

○近藤忠孝君 私、合理性の中身についてはもちろん絶対反対です。しかし、合理的かどうかという判断が一つあったというのは一つの論点ですね。もう一つは、より憲法に適合するかどうか、そう考えたのかどうか、現行全国区制より今回出した法案が憲法上の問題としてもより合理的かどうか、その点はどうか。

○委員以外の議員(金九三郎君) 現行法と私どもの提案をいたしております法律案とがどちらがより憲法に適合するかということ、比較の問題ではございまして、私どもが提案をいたしております法律案は内容としてより合理的でありまた憲法にも適合しておる、私どもはこういうふうに考へておると、こういうことでござい

ます。

○近藤忠孝君 そういう点では現行全国区制にはほとんど憲法上の問題はなかったわけですから、疑義はね。そうだと思うので、いま金九三郎君がごつちやつたとおり憲法問題としては拘束名簿式比例代表制にしても憲法違反にならないという、そういう意味にすぎないのじゃないか、そう思うのですが、そう確認してよろしいでしょうか。

○委員以外の議員(金九三郎君) おつしやるとお

りだと思ひます。

○近藤忠孝君 そうしますと、比例代表制についてこれは金九三郎君自身も昨年の十月の本会議でこ

う答弁しています。

この法律は「現在の段階におきまして最も合理的な最善のもの」と確信をいたしております。比例代表制は、むしろ多数政党よりも少数政党に有利な制度というのが欧州各国におきましても常識でござい

ます。比例代表制は、ヨーロッパにおきましては少数政党がい

わばち取つた選挙制度で、多数党から出すという

ことはきわめて例外で、比例代表制は多数と少数とを問わず最も合理的な議席配分の制度だと、かように考へております。」

というふうなことをい

うことは、いわゆる合理性、盛んに言つておりますが、それはいまこ

こで示された比例代表制の特質、少数もより出てくると、少数もちゃんと出ると出てくるという、まさに少数派の方が求める制度であるというふうなことも含めてその点が合理的であると、そうお考えになつての提案ですか。

○委員以外の議員(金九三郎君) この案の一つの長所と申しま

しょうか、現行制度に比べまして、そういう意味に考へております。

○近藤忠孝君 ちよつといふ意味はよくわからな

いですが、やはり比例代表制の特色として言つておるんですか、これはただ一つだけであつてそのほかにもたくさんあるというのですか、比例代表制の合理的な根拠。

○委員以外の議員(金九三郎君) 比例代表制そのものに

よりましては多数党、少数党、得票がでるだけ死に票がなく議席に結びついてくるという意味で私どもはより合理的だと。ただ、今回の拘束式比例代表制の制度をとりま

すという、個人の拘束式比例代表制の制度をとりま

すという、個人の拘束式比例代表制の制度をとりま

すという、個人の拘束式比例代表制の制度をとりま

すという、個人の拘束式比例代表制の制度をとりま

すという、個人の拘束式比例代表制の制度をとりま

すという、個人の拘束式比例代表制の制度をとりま

すという、個人の拘束式比例代表制の制度をとりま

すという、個人の拘束式比例代表制の制度をとりま

すという、個人の拘束式比例代表制の制度をとりま

ていますが、そうしますと、昨年の十月以来この委員会でも金丸さんのお答えになってきた議論、これは憲法違反でないという論議として、この三つの要件というのは拘束名簿式比例代表制導入に必然的に伴う制約であり、だから憲法違反ではない。要するに、拘束名簿式比例代表制が憲法違反でないから、だからそれに伴って出てくる三つの要件、これは不可分なんだ、だからもう中身を一つ論ずるまでもなくこれは合憲だ、こういう立場をとってきたわけですね。そうでしょう。そのお答えはいまここで直ちに撤回されますか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 御質問の趣旨を私の確に把握しておるかどうかわかりませんが、ただいま申し上げましたように、拘束名簿式比例代表制を採用し、政党本位の選挙運動を行うということを基本に考えまして、その政党の要件としてどの程度がいいかということから三つの要件を私どもは考えたわけでございます。その一つでも欠ければどうかということはいまありませんし、三要件が違ったら拘束名簿式の比例代表制にはならないとか、そういうこともないと思えます。それはやはり政党要件の妥当性の問題ではなからうかと思えます。憲法問題はまた別個の問題ではなからうかと思えます。

○近藤忠孝君 じゃ、私はこれから具体的に個々の憲法上の条項に反するかどうかという質問に入りたいと思うのですが、そこでひとつお約束いただきたいのは、私の質問に対して今後一切——先ほど申し上げたようにたとえ平等の原則に反するということを指摘した場合、それはこの拘束名簿式比例代表制導入に伴う必然的なもの、制度の制約だから合憲だと、そういうことは一切言わないと、「言うよ、言わなきゃしょうがない」と呼ぶ者あり」言わなきゃ確かに違憲になっちゃうんですよ。ですから、そう言わないとお約束いたしますか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) これはお答えを申し上げたこととございますし、憲法との関係におきましては、やはり私どもの提案をいたして

おりますこの制度と申しましょうか、憲法全体に適合する合理的な制度だというふうに考えておりますので、その点はむしろ逆と申しましょうか、私どもはおっしゃいますような中身のものであるからむしろ憲法に適合するのだと、こういうふうな考えでおるわけでございます。どうも御質問の御趣旨とは違ふようでございますが、私どもはそうのように考えております。

○近藤忠孝君 私は憲法論のいわば前提問題としてきわめて大事な点だと思ふのです。というところは、われわれ共産党と自民党と一致する部分もあるのです、確かに。それは拘束名簿式比例代表制はよろしい、それは憲法違反ではないという点なんです。しかし、あくまでもそこまでなんです。問題は、自民党案のような三つの要件は何も比例代表制に伴って必ずなければならぬものじゃないのです、そうでしょう、それは認めたわけですね。

私がこれから指摘したいのは、その三つの要件がこれが憲法違反じゃないか、あくまでも憲法違反の原因になっておるのはこの三つの要件の問題です。拘束名簿式は憲法問題と関係ないのです。むしろこれは合憲だという説で私は自民党とある意味では同じでいいと思ふのです。そこで、私がこれから指摘した場合に、いままでの議論を見ていますと、必ず拘束名簿式比例代表制採用に伴う必然的な制約だからそこで合憲にしたんです。そこははっきり分けて考えましょうね。それはお約束できますか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 具体的な御質問によってお答えをする以外にはないと思ひます。○近藤忠孝君 そうすると、私の質問次第によつては、まあそこでたとえ詰まってしまうと、それでこれはどうしても憲法違反に該当しうたという場合に、それに対しては全然もう答えはない。そして、拘束名簿式比例代表制が合理的であり合憲であり、それに伴う制度だと、だから合憲だと、またまたおっしゃるおつもりですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私はそのようにに抽象的なことではお答えが申し上げかねると思ひます。具体的にこの点が一体憲法上どうなのか、具体的に御指摘をいただいてそれにお答えをさせていただきますか。

○近藤忠孝君 私きわめて具体的なことを聞いていますので、抽象的じゃないんですね。要するに拘束名簿式比例代表制、それから三要件、先ほど来これは決して不可分のものじゃないということはお認めになったのだから、となれば憲法論の場合それは分けて考えましょうというのはいはれて抽象的じゃないと思ふのです。きわめて論理的なことです。

そこで、もうなかなか同じことで、これまた先ほど金丸さんみたいに一時間この問題でやっちゃうといけませんから中に入りますけれども、それは諸外国の例で立候補の条件、後の選挙結果はまた別ですけれども、立候補の条件として自民党案のように厳しい要件を設けている国はほかにありませんか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 本当に大変申しわけございませんが、ちょっと打ち合わせをしておりましたものですから聞き漏らしましたので、どうも相済みませんがもう一遍お願いいたします。

○近藤忠孝君 委員長、いまの私の質問と答弁、これは時間から削除してください。やはり私が質問しているんですから、ひとつ私の質問に耳を傾けていただきたいと思ふのです。

もう一度言いますと、諸外国、比例代表制をとっている外国の例でわが国のように厳しい要件を設けている国はほかにあるのか。選挙結果についてはまたいろいろありますよ、西ドイツみたいな。しかし、立候補の要件としてこういう厳しい要件を求めている国があるかどうか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 外国の制度はよく存じません。私どもはわが国の実情を考えましてこの案が適当であらうと、こういう結論に達して提案をいたしたわけでございます。

○近藤忠孝君 そうしますと、外国の比例代表制はほとんど勉強もしないで——知らないというのは勉強しないんでしょね。そしてまさに党利党略的に決めになった、こう見ざるを得ないんですよ。

そこで、これは指摘したいと思ふのです。大体外国の例で何の要件もなしに立候補できるという国は比較的少ないですね。大体はみんな推薦ですよ。推薦が相当多いですね。あるいはわが国の供託金。ところが、わが国みだいに国会議員こんな多数、それから直前の選挙でこんな高い得票、しかもこんな高い供託金、これは実際ないんです。だからこそ憲法違反の問題なんですよ。

それを前提にして私はこれから意見と質問をしたいと思ふのですが、角度を変えてお聞きしますと、合理的合理的とおっしゃるから、そこで私は何を基準に合理的かどうかを考えるか、これが大事だと思ふのです。いままでの経過から見ますとこれは自民党さんにとって合理的としか考えられない。ですから、他党にとっては客観的にきわめて不合理な制度だと思ふわけです。これは前回私自身がはつきり事実をもって示しました。まさにこれは外国にないような本当に極端な三要件を設けた、これはもうまさに自民党さんの都合じゃないでしょうか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) この比例代表制の制度を私ども考えますのに、八千二百万の有権者で比例代表制で国会議員を選挙するという制度は恐らくないと思ひます。わが国独自の全国区という制度であり、そして八千二百万の有権者を持つて比例代表という制度によって国会議員を選ばうとするわが国独自の制度でございますので、そうそう私は外国にわが国の参考になるようなものはなからうと、このように考えております。

わが国のこのような実情のもとで比例代表の制度で選挙をやるといたします場合、わが国の現状を考えますと、私どもは私どもの提案しておりますような政党の要件がほぼ適当ではなからうか、こういう結論になったのでございます。しかし、この点はいろいろと御批判もございましょうし、

私どもはこれがベストとは思っておりませんが、その点はいい御意見がございますならば、私どももベターな案をつくることに決してやぶさかでない。決して私どもだけの都合で考えておるのではありません。

私どもは、新しい政党もわが国で生まれたりしてあります、そういう実情も踏まえて政党の要件は考えなければならぬ、こういうふうな考え、またわが国では選挙の中に公営というのがありますが、外国には御承知のように余りないわけでございます。今回は私どもの案では比例代表の選挙は公営でございますので供託金はそれとの関係において考えて、これはまあわが国独自の制度、またわが国の政党の実情から申ししても私どもはこの程度が適当ではなからうかと考えたわけでございます。決して私どもの党の立場だけを考えたつもりは毛頭ございません。

○近藤忠孝君 ほぼ適当だということでは憲法違反がまかり通った大変だと思ふのです。特にほぼ適当だということでは実際に自分たちの被選挙権が奪われる、それはたまったものじゃないと思ふのです。

そこで伺いますけれども、じゃ五人以上の国会議員あるいは四割の得票がなければ必要なのか、それがなければ実際比例代表制がきちっと運営できないのかどうか、それはいままで全然説明がないです。ひとつ具体的にその点を御説明いただきたい。供託金についてはいまありましたけれども、これはまた後で反論しますが、一つは供託金は公営選挙の関係とおっしゃったのですが、それは一つの理由でしょう。しかし、ほかについては何も理由ないでしょう。国会議員の数それから得票については何もいままで説明ないです。

○委員以外の議員(金九三郎君) 御承知のようにわが国の政治団体いわゆる確認団体では候補者が十人となっております。また政治資金規正法では国会議員が五人という規定がございます。これらとの整合性を考えつつ、わが国の政党の現実の実情と申しましようか、ということを考えてまして五

人、十人、それに相応いたしましたして四割程度の得票が適当であると考えまして三要件を設けたような次第でございます。

○近藤忠孝君 そうしますと、唯一の根拠は、現在の法律上政党活動が認められるのはいま言ったことになっていいると、それだけが唯一の根拠ですか。

○委員以外の議員(金九三郎君) そう申してよろしうございます。

○近藤忠孝君 そうしますと、ほかには根拠はない、こうおっしゃいますから、そこで一つ一つ憲法に違反するかどうか、これについて入っていかざるを得ないと思ひます。

その前にもう一つ伺ひたいのは、決して自民党のためではない、こうおっしゃいますと、この合理性の判断基準は、主権者たる国民の意思がどうか、国民の立場から見て合理性があるかどうか、これが私は判断基準になると思ひますが、いかがですか。

○委員以外の議員(金九三郎君) 私どもは、選挙制度を考えます場合、国民が主権者でございますから、やはり有権者の立場を基本に考えなければならぬと思ひております。しかし、選挙制度でございますし、ことに参議院の全国区は非常に広大な選挙区と膨大な選挙人団を持っておりますという点を考えて、やはり選挙制度として合理的なものを考えなければならぬ。これは有権者の立場もございますれば、あるいは選挙運動によつて国民に周知させやすいところとか、あるいは経費の点とか、そういうことは当然考慮に入れてしかるべき重要な事項であると考えます。

○近藤忠孝君 国民の意思を基準と考えますと、確かに政党を支持されるたくさん国民がいますね。と同時に無党派あるいは小政党を支持する国民もこれはあります。これはもうすでに指摘されているとおり、前回の参議院選挙では四名の方が無所属で当選してありますし、その得票率は一七・四%。私はこういう政党を求めるのが国民の一つの大きな流れだと、と同時にこういう無所属の

人々を求める国民の意思が存在をしそしてそれを尊重する、それが私はこの選挙制度が合理的かどうかを判断する一つの重要な基準であると思ふのですが、どうですか。

○委員以外の議員(金九三郎君) 御説も私はりっぱな御意見だと思ひます。しかし、わが国の参議院の全国区の制度につきましては、もう繰り返し申し上げておりますが、年来改革の論議が各方面にあるわけでございまして、各党でもそれぞれの案をお考えでございまして。私どもは、国民の意思を尊重するのは当然のことです……

○近藤忠孝君 これまた時間から削除してください。

○委員以外の議員(金九三郎君) どうも大変失礼いたしました。

無所属の方がお出になることも私どもも十分に承知いたしておりますけれども、全国区の制度ができましたから今日までの選挙の実際、また参議院の運営の実際から考えまして、また全国区の選挙の制度に伴いますいろいろな欠点を考えまして、政党本位の選挙制度にすることが適当であるというふうな結論になったわけでございまして。その結果個人で立候補なさることができない、こういう制度になったわけでございまして、参議院全体の選挙制度として考えますという、地方区の選挙は従来どおり個人本位の選挙の制度であり、全国区の方は政党本位の選挙の制度でございまして、いわば地方区は個人本位であり全国区の方は政党区とでも申しましようか、そのような二つの複合的な申しましようかというふうな制度として考えてよろしいのではないかと、全国区の制度をやはり改正するという点からいたしまして政党本位の選挙制度を本位としてやっていってよろしいと、そのような結論に達したわけでございまして。

○近藤忠孝君 私の質問を理解して答弁されたのでしようか。

○委員以外の議員(金九三郎君) 理解してお答えを申し上げたつもりでございしますが、全国区の制

度を政党本位に改めることによりまして個人の方が立候補ができてならなくなるかも知れませんが、選挙制度全体としてより合理的になり参議院にふさわしい人がより出やすくなることよろしいのではなからうかと、私どもはさように考えたわけでございまして。

○近藤忠孝君 そうしますと、政党本位にするためには無所属の人々あるいは無党派、小政党の人々の権利を侵害してもいいと、こういうお考えでしようかね。するとこういうことになりまうね、これらの人々のいわば基本的人権、その上に政党本位を置くと、こういうことになりはしませんか。

○委員以外の議員(金九三郎君) 私どものように政党本位の選挙制度をとりますることがより合理的であると、その結果個人本位の選挙制度はとるわけにまいりませんので、何と申しましようか、個人の立候補の点が制約を受けてくると、こういうような結果になることも私どもはやむを得ないと、こういうふうな考えでおるわけでございまして。

○近藤忠孝君 何の論議もなしに政党本位がより合理的である、そのために個人の権利が侵害されるのはしやうがないと、こういうことになつちやうんですよ。

そこで、私は先ほど申し上げたとおり、そうなたらまきに大政連の都合で選挙制度を変えることになりはしませんか、こう言わざるを得ないのです。そういう質問に対して、そうじゃなくてやはり国民の立場から考えると、こうおっしゃるわけですね。となれば、国民が現実はどういう方向を求めているのか。確かにそれは政党の方向を求めていますよ、それは政党に対する投票が多いんですから。と同時に、もう一つ大事なことは、政党ではなくて個人を選ぶ、あるいは無党派の人を選ぶ、こういった人たちがおるんですから、それを抹殺するということは、少なくともそれを求めている人々の国民の意思を抹殺する、政党本位をその上に置いて抹殺する、こういうことになり

ます。ですから、その点そういうお考えなのかどうか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私どもは民主主義は多数の幸福を求めるのが一つの目標と申してよろしいと思います。だから、このような制度をつくることを私どもはより合理的と思っておりますので、個人の立候補につきまして制約が出てまいりますこともやむを得ないと、こういうふうに考えたわけでございます。

○近藤忠孝君 ですから、先ほど確認したとおり、より合理的なのは、私と金丸さん一致するのは確かに拘束名簿式比例代表制が合理的である、国民の民意を正しく反映するという点でそれは一致したわけであります。

ただ問題は、そこで三要件が分離可能となったわけですね。ところがいつの間にかそれが必要だと、こうおっしゃるんです。私がさっき指摘したとおりもう早くも出てきたと思うんです。早くも私がこういつちやいかなぞと言ったことが出てきたですね。それが政党内に置いて出てきたやつなんです。そうすると、だから問題は政党内が合理的だと言わなければいけません。三要件の一つ一つが合理的だ。しかし、それを聞きますと、根拠は結局現行法上の政党活動が認められるところ、それしかないんです。だから全然合理性が説明されてないんです。政党本位というのなら、そしてその政党本位の自身が三つの要件なんです。それから、それが合理的であるということ具体的には明らかにすべきじゃないでしょうか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 新しく制度をつくるわけでございますので、やはり私どもは現行のいろいろな制度をもとにして考えることが妥当であろうという考えのもとに十人、五人、四割という要件を定めたわけでございまして、これを満たします政治団体が私は現在のわが国におきましては政党らしい選挙と申してよろしいのではないかと。そういう意味で私どもは合理的な根拠があると、かように考えるわけでございます。

○近藤忠孝君 全然合理的な根拠を説明しないまま合理的だとおっしゃるので、私はさらに個々の問題で詰めていきたいと思います。

そこで、自民党とすれば確かに必ずしもベストでない、ベターだと、こうおっしゃるわけですね。恐らく社会党委案を考えていると思うのですけれども、問題はこういう三つの要件を設けなくたってちゃんとつばに比例代表制は実現できるんじゃないかと、その方がよりベターなものと考えないでしょうか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私どもは私どもで検討いたしました結果これが適当と思つて提案をいたしましたわけでございます。具体的にこういう点はどうかという御質問でございしますればまたお答えもいたしますけれども、ただいまの御質問では以上申し上げるより御答弁のいたした方がございしませんので、御了承いただきたいと思います。

○近藤忠孝君 そうしますと、具体的にお聞きしますと、これは八十国会で野党四党が定数は正の法案出したときにそれに対して自民党から出た法案、これは前回指摘をしました。これは比例代表制をとるものですが、前回お認めになったように無所属、小政党締め出しの条件がない、それから供託金没収規定、これは現行どおりということですね。これを出したときにはこれが合理的であり、これでいまの全国区制を変えてより合理的な選挙をできると、こうお考えになったから出したのでしょうね。

○委員以外の議員(金丸三郎君) その後の私どもの内部におきますいろいろな検討の結果、今度の案が私どもとしては最も適当という結論に達しまして提案をいたしましたわけでございます。

○近藤忠孝君 重ねて伺いますが、そうしますと八十国会に出した法案では適正な比例代表選挙は行えない、こう考えられたのですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 今回の案がやはり最も妥当であろうと、こういう結論になったのでございます。

○近藤忠孝君 もう一つ確認しておきたいのは、

政党本位ということをおっしゃいましたけれども、そのもとと前の段階の比例代表制そのものと比較してみれば、比例代表制そのものとしてはこれは無党派等を排除することとは矛盾しないのでしょうね。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 比例代表制もいろいろございしますから、非拘束であればそうかもわかりませんけれども、私どもは今度は拘束名簿式という制度をとりましたので、やはり無党派といましようか、個人の立候補といましようか、これは個人本位と政党の団体本位とは次元が違つてまいりますので、そのような立候補はできないと、そういうような結論になったわけでございします。

○近藤忠孝君 立候補できない結論になったのだからそう考えたのでしょうけれども、これは理論的に比例代表制と無所属とは相矛盾するものと、そう考えたのですか。拘束名簿式でいいです。

○委員以外の議員(金丸三郎君) もし個人立候補を認めますという政党要件がほとんどナンセンスになってまいります。五人でも三人でも二人でもいいじゃないか、それじゃ一人でも一人政党を認めるべきじゃないかということになってまいります。まして、拘束名簿式の比例代表制をとります以上はある程度の政党の要件が必要であり、また個人につきましては立候補が制約をされることも私はやむを得なからうと。だから、参議院の制度といたしましては、地方区は個人選挙であり、新しい制度のもとにおいては従来の全国区、比例代表の方は政党区と申しましょうか、そういうような複合的な選挙制度になってくるんだと、それ全体として合理的だと考えてよろしいのではなからうかと、こういうふうに考えております。

○近藤忠孝君 そうしますと、これは論理的には決して矛盾はないけれども、自民党が考えている政党本位の選挙という点から無所属を排除した、そういうことなんですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) やはり拘束名簿式の比例代表制をとりますという私どもは矛盾

すると申さざるを得ないのではなからうかと思ひます。

○近藤忠孝君 外国で拘束名簿式比例代表制をとりながら無所属を認めている例があると思うのですが、どうですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) どうも寡聞にして承知いたしておりません。

○近藤忠孝君 それがもし実際に存在し、しかも選挙がらつばに運営されていることがわかれば、いままでずっと述べられてきた無所属は拘束名簿式比例代表制に因るんだと、ふさわしくないというお考えをここで撤回されますか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私どもは、現在のわが国の選挙制度を前提にいたします限り、ある程度の政党要件を持ちました政党による名簿式の比例代表制が妥当でございまして、個人の自由な立候補を認めるということはやはり適当でなくなつてしまふのではなからうかと、地方区と全国区と両方総合して考えてよろしいのではなからうかと、わが国独自の選挙制度を考えてよろしいと、こういうふうに考えます。

○近藤忠孝君 逆に伺います。この三要件を設けないと逆にどんな被害を国民に与えるのか、あるいは国民のどのような人権を侵害するのか。人権侵害という大変ですからそれはそれで考えなければいけませんけれども、いままでそれは適切でないという答弁ばかりですから逆に聞きますが、どうですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 別に国民が被害を受けますとか人権を侵害されるとかいうことは私はないと思ひますけれども、この制度によりまして有権者の立場から見ますというといわば候補者の選択が私どもはより容易になる面があると、そしてまた制度によつてよりいい方を得られやすくなるという点から申しますという間接的に国民にもいい結果をもたらす得るのではなからうかと、このように考えるわけでございます。

○近藤忠孝君 やはり私の質問を的確に受けてないようですね。要するに三要件ということとは逆に

言えは無所属排除ということですね。要するに三要件を設けない場合どんな被害を与えるのか、逆に聞きたいのです。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私どもは、この拘束名簿式の比例代表制という制度をとってまいります上に政党的要件は不可欠でございますので、これをやめるということは制度を台なしにしてしまおうと申しましょうか、そういうようなおそれがあると思います。

○近藤忠孝君 それは私が先ほど禁止した不可欠ですね、拘束名簿式と三要件は不可欠という議論になってきてしまふんです。そうじゃありませんか。

○委員以外の議員(松浦功君) ただいまのお話でございしますが、三要件がなければ拘束名簿式というものは成り立たないのかという御質問に対して、それは直接の関連はないと、しかしいやすくも政党本位の名簿式の選挙制度を採用いたします以上、政党というものが国民の意思の媒体という形になって選挙を展開するわけでございしますから、やはり政党らしいものというものでなければいけないうらう。政党らしいものということになりますと、現行の選挙法、政治資金規正法等から数字等を引き張り出してそこへ結びつけたわけでございしますけれども、その点については必ずしも金丸先生が御答弁になっておられるようにベストとは思っておられない、いい案があったらどうぞひとつお示し願いたい、私どももフランクな気持ちで検討してみたいと、こう申し上げておるわけでございします。

そういう意味でございまして、選挙制度の問題として一政党と個人とが同じ土俵で相撲をとる、そんな選挙制度があるかどうか、私は選挙制度としては全く成り立たないものと、そういう観点から結論的に言えはるいは要件というものが拘束名簿式の重要な要素になるかもしれませんけれども、論理的には先ほど申し上げたように切り離しても結構でございします。しかし、結果的には選挙制度として非常におかしいからどうし

てもそれを入れざるを得なくなると、こういう考えておるわけでございします。

○近藤忠孝君 それは、成り立たぬということとは自民党が勝手に決めていることであって、国民はそうは思っていないわけですね。国民はもつと——だけれど政党への投票がある以上これは政党を求める国民性があるのは確かです。と同時に、片や一七%を超える無所属、無党派を求める声があるんですから、それを抹殺してまでこちらの政教化というのを言うのはこれはどこに合理性があるのか。まさに一七%を抹殺することの方がこれは不合理じゃないか。これを指摘しているわけです。そしてその抹殺するのは三要件、となりますとこの三要件は拘束名簿式に決してこれは不可欠じゃない。だからまさにこの三要件が憲法違反の原因になっているわけです。

そこで、私はそこを切り離してさらに具体的に指摘をしたいと思ひます。いままでこれはもう条文上は、先ほど一時間余にわたって十五条の問題が出ました。そしてあと十四条、四十四条、二十一条違反、まあ一々ここでは申しません。いままでの議論でいづれも十五条を基本的人権と認めればそれに対する制約になるというところはこれは明らかだと思ひますね。それから四十四条あるいは十四条、いづれも法のものと平等に反する、あるいは信条を理由とする差別であるということ、これはもう該当性は明らかなんです。

こういう点を指摘しますと、いままでの発議者の答弁を一応整理してみますと大体三つに分かれます。一つは選挙権、被選挙権は基本的人権でないから法律の上で制約できる。これは先ほど議論された点です。それから二番目は立候補の制限であつても無所属であることの自由は奪われないから結社の自由の侵害にならない。そして三番目には、具体的に個々の規定に触れる、たとえばこれは信条による差別である、となれば明らかにこれはもう四十四条違反になるんです、法律の構成要件とすれば、となりますと、それに対しては、個々の憲法規定に触れても基本的人権は公共の福

祉によって制限できる、憲法に適合する合理的な制度である拘束名簿式比例代表制を採用すれば必然的に伴ってくる制約であり公共の福祉による合理的な制約である、こう答えるわけです。いままでの議論の中でこのうち拘束名簿式比例代表制を採用すれば必然的に伴ってくる制約であるという点は撤回されたですね。その点をちょっと聞いてみましょう。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 撤回はいたしたことはないと思ひます。

○近藤忠孝君 いや、もう一度確認します。拘束名簿式比例代表制を採用すれば必然的に伴ってくる制約である、これを撤回しないのですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 撤回はいたしておりません。

○近藤忠孝君 ちょっと休憩してください。一時の間何やっていたんですか。可分性認めたじゃないですか。こんなばかなことないですよ。

○委員(上田裕君) 近藤君、もう一回よく説明して質問してください。

○近藤忠孝君 ちょっと、時間外です、時間外で質問します。

○委員(上田裕君) いまの件をもう少し詳しく。

○近藤忠孝君 いや、もう答弁わかつているんです。この必然性は撤回してないと言っているんですから。だから時間外にしてください。時間外で私は皆さんに説明します、いままでやってきたこと、一時間かけて議論したこと。

○委員(上田裕君) その関係を説明してください。

○近藤忠孝君 いや、関係は金丸さんわかつているんですよ。わかつておつてああ答えているんですよ。

○委員(上田裕君) 金丸君、わかつていますか。

○近藤忠孝君 私は冒頭にたくさん時間かけていろいろな例を引きながら、抽象的という意見ありましたけれども、しかし拘束名簿式比例代表制に

伴つてこの三要件というのは決してこれは必然的なものじゃないと、それがないからといって拘束名簿式比例代表制でないとは言えないと、こういうことですから可分性は認めたいんです。いま私が読み上げた点、これは何度も何度も出てきていることです。拘束名簿式比例代表制を採用すれば必然的に伴ってくる制約だ、それが三要件です。その政党的要件が必要だと、それは合理的だ。でも合理性、全然中身は説明されていませんけれども、それはまた次の問題として、私が指摘した点は、いままで議論した点は分離可能であるんです。それは認めたじゃないですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 拘束式比例代表制と三要件とは理論的には分離可能かも知れませんが、具体的なものが国における改革の制度としては拘束名簿式をとり、かつ政党としては三要件が適当であると、私どもはかように考えておるわけでございします。(それでいいんでしょう)と呼ぶ者あり)

○近藤忠孝君 違っているんですよ。三要件が適当であるんですよ、そうでしょ。いままでは明らかに必然的だと、必然的ということとは不可分ということですよ。そうでしょ。

○委員以外の議員(金丸三郎君) どうも御質問の趣旨がよくわかりかねますが、拘束名簿式比例代表制の制度と政党的三要件は論理的に絶対不可分だとおっしゃるわけじゃないですか。拘束名簿式比例代表制をとるのに私どもはこのような政党的要件が必要であると、こう申し上げておるわけでございします。

ただ、これが政党本位の選挙制度でございしますから、私どもはそのいわば反面として個人の立候補の面について制約が生じてくると。これはこういう御質問であつたかどうかかわかりませんが、団体本位の、政党本位の選挙制度をとりますので、その反面として個人の立候補等が制約を受けてくると、これはいわば関連があると申してもいいと思ひますが、政党的要件は若干違ふように思ひま

す。

○近藤忠孝君 私はかなり綿密に論理立ててずつとやってきたんです、ここまで。答弁者があちこちいくから多少こうなりましてけれども、それに對していまの答弁は全然いままでの議論の経過を無視しています。だから私も一度議事録見直して再質問しますよ。こんなことでは質問進みません。「わからぬいな」と呼ぶ者あり「わからないのはよく聞いてないからわからないんですよ」。「共産党案出したらいじやないか」と呼ぶ者あり「それは関係ないことです」。

○委員長(上田徳君) それじゃ、次の質問に。

○近藤忠孝君 いえいえ、だって質問進まないじゃないですか。せっかくこっちは分離したのに。

○委員長(上田徳君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(上田徳君) 速記をつけて。

○委員以外の議員(松浦功君) ただいまのお尋ねでございますが、これまでも金丸議員からお答えを申し上げておりますように、政党三要件というものとは政党本位の拘束名簿式というものが必然的に切り離せないものであるとは私もは考えておりません。理論的にはまさに切り離せると思えます。しかし、政党本位の選挙を行います以上、やはり国民の意思の媒体という形で政党を中心にして選挙を行うわけでございますから、やはり政党らしい選挙に限定をしていくということがどうして必要になってくると、こういう考え方から立法政策的にこういう結論を得たというふうに御理解をいただきたい。

また、あわせて選挙制度というものを考えました場合に、個人の名前を書いたり政党の名前を書いたり、これはもう非常に国民にとっては酷な判断を強いることとなります。また、制度としてなされた場合に、個人と政党が選挙を争うということも選挙制度としてはいかかと思えます。まあこれらの理由をあわせ総合勘案してこういう案にしたというふうに御理解をいただければ結構だと思います。

○近藤忠孝君 これは法律論と立法政策論がごちゃごちゃになっていくからそういうことになるんです。しかし、これはいままでお答えになっていく部分は法律解釈なんですね。憲法論なんです。公共の福祉に合致するかどうかという点の問題として、拘束名簿式比例代表制を採用すれば必然的に伴ってくる制約である、こう言うわけですからね。これは必然という言葉を使ってもらっちゃ逆に困ります、そういう意味ではね。そういう意味では、先ほど金丸さんが正確に言われたことは、採用すれば必要と言いましたかね。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 適當。

○近藤忠孝君 適當という言葉でしたね。それなら私はわかるんです。そこでいままでの必然的とおっしゃったことをこれはむしろ訂正すべきではないかと、こういう質問をしたら、撤回しないとおっしゃるから私は先ほど申し上げたことを言ったんです。

○委員以外の議員(松浦功君) 当然、金丸先生の頭には立法政策的に考えていった場合に必然的にそういう結論になると、こういうことをおっしゃったんだらうと思うのでございまして、御理解を賜りたいと思えます。

○近藤忠孝君 じゃ、もう一度確認します。

そうしますと、これは法律的には正確に言えば必然的というよりは適當と言った方がいいということでしょうね。

○委員以外の議員(松浦功君) 適當という少し弱いようございまして、もう少し強い意味というふうに御理解をいただかなければならない。やはり私も、制度面から考えてみても、実際の日本におけるこれまでの選挙の実情から考えてみても、先生のおっしゃられるような方向に持っていくということは非常に不可能に近いことだという感じを持っております。

○近藤忠孝君 それでは、ここで個々の具体的な問題に入っていくかと思えますが、これは先ほど金丸議員が大変深く触れられた選挙権、被選挙権の基本的な人権性の問題です。

いままでの答弁を見ますと、これが基本的入権ではないから、だからそれに対して法律上の制約を加えても憲法違反ではないと、そういうことになりまして、そう理解してよろしいですね。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 私は、やはり十五条と四十四条との関係で、具体的に選挙資格の要件等につきましては四十四条の規定に基づいて規定がされるのでございまして、どのような規定、それが制約というのか何かわかりませんけれども、具体的には四十四条に基づく法律で選挙権は規定されるんだと、このように考えております。

○近藤忠孝君 基本的人権性の問題についてはちよつとひとまず横に置きたいと思うのです。

その前に一つ議論しなければいけません。この本法案が明確に憲法上の規定に抵触する事実が存在するということでありまして、それがやっぱり平等の原則に対する違反、四十四条で言えばただし書きの信条による差別、ここにはつきり当たるわけですね。しかもこれはきわめて重要な規定だと思ふのです。憲法が基本原則として採用する国民主権主義、それから議院内閣制のたてまえから見ても国会議員の選挙権と被選挙権はきわめて重要な意味を持っています。だから憲法上に明記されたわけですね。選挙権と被選挙権については法律がこれを定めることになった。確かに事実です、そう書いてありますから。ただそれを規定するに当たっては絶対的な平等主義が守られなければいけない。このことを四十四条ただし書きが要求しているわけですね。そう理解しませんか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) これは繰り返してお答えを申し上げておりますように、私も、お答えを申し上げておきます。憲法の十三条の規定の精神から申しまして公共の福祉であるとか、あるいは制度をつくり出すのに合理的な理由があるのであれば制約をされてもやむを得ないんだと、このように基本的に考えております。

○近藤忠孝君 そこで、基本的人権かどうか、これは公共の福祉の議論とのかかわりがありますけれども、その前に問題は、平等の原則に反すれば

憲法違反なんです。憲法の限界があるわけですね。四十四条はやっぱり憲法上の規定ですから、それに明確に触れることは間違いないでしょう、信条による差別、それはお認めになるでしょうね。

○委員以外の議員(金丸三郎君) ただいまお答え申し上げましたように、私も、四十四条のただし書きにつきましては、合理的な選挙制度をつくり出す場合、信条等が制約を受けましても別に憲法に反することにはならないと、こういうふうに基本的に考えております。

無所属で立候補するということが信条に該当するかどうかという点については二つの意見がございまして、その点は御理解をいただいておりますが、仮に該当するといいたしましても、いまのような考え方で憲法上、制約をいたしましても憲法に抵触することはないと、こういうふうに私もは考えております。

○近藤忠孝君 これは議論の整理のために伺いますけれども、それは公共の福祉を持ち出すまでもなく合理的な制度であると、こうおっしゃるわけですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) そういう意味でございまして。

○近藤忠孝君 それからもう一つ、二十一条の問題で見ますと、結社の自由について、無所属であることの自由は奪われない、それから他の選挙に立候補できるからこれは侵害にならない、こういう答弁を繰り返してきまして、それで、他の選挙に立候補できるからこれは権利侵害にならないというのには私は大変乱暴な議論だと思えます。現に全国区がこれは現実的には無党派の人々にとつては最も出やすい選挙ですから、だからほかの選挙に出られるからというのには、そんなことはまず言えないし、大体選挙制度一つ一つが合意かどうか、これでやっぱり議論されるべきだと思います。ですから、これは全く論外だと思えますが、どうですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 二十一条につきましても、四十四条につきまして申し上げました

呼ぶ者あり）私わからなくなつたからいま聞いているんですよ。そこをよく説明してください。

○委員以外の議員（金丸三郎君） 合理的な選挙制度と申しておりますのは、選挙人の立場から見ると候補者の選択がいままでよりもよりやすくなると、また選挙運動の面におきましていままでのように過大な費用と肉体的な労働を避けることができる、またもう一つにはよりいい候補者が得られるようになるのではなからうか、こういうよ

う表現に該当する、内容的には一緒だ、私どもは
 こういうふうを考えます。

○近藤忠孝君　それは一般論として言っておるこ
 とですか。

○委員以外の議員（金丸三郎君）　一般論ではござ
 いません。具体的なこの法案につきまして、私ど
 もはこの法案が合理的な選挙制度を持つておるん
 だからこれは公共の福祉に合致すると言つてもよ
 りしいのではないか、この具体的法律案について

聞いておるんですが。

○委員以外の議員（金九三郎君） 先ほどお答え申し上げましたように、選挙の制度を、具体的には選挙制度の改革を私どもはいたそうとしておるわけであります。その場合に、たとえば憲法第二十一条との関連が出てまいるわけであります。その説明の中心といたしまして、合理的な選挙制度をつくるんだからそれで第二十一条に規定の自由を制約してもよろしいのではないか、こういうことを申

度と、合理的と言っていると。別の言葉で申しますならば、このような合理的な選挙制度をつくることわが国の参議院の選挙制度、まあ公共の問題でございます。現在の制度よりも新しい制度の方が国全体の見地から見てもよりベターである、私もそれはそう考えておるわけでございまして、そういう意味で公共の福祉にも適合しておると、こういうふうに申し上げようしいのではなからうか、こういうことでございまして。

○近藤忠孝君 先ほどの議論で、一つは二十一条に該当する問題あるいは信条に当たるといふ問題ですね、これはお認めになったわけですね。

それを前提に見ますと、片やこの法案によって具体的に人権侵害が起きるわけですね。それはしかし合理的だとかおっしゃるけれども、合理的に言うからには両者を比較しましてそれがそれだけの人権侵害してもそれはよろしい、それだけの根拠がなければいかぬのです。片や侵害される権利、それによって得られる利益ですね。ところが得られる利益は——公共の福祉論というのは大体人権と人権の衝突の問題ですからね。その一つの調整機能だと思ふのです。いまの一般の学説の通説の見解ですね。そうなりますと、片や侵害される権利は明白です、お認めになつていられるとおり。片やこれがなければ国民の権利が侵害されるのか、利益が侵害されるのか、これは必ずしも明らかになつていないのじゃないか。

具体的に言いますと、いままでそれは金のかかる選挙をなくすことだ、こう言いましたけれども、じゃ具体的にそれを示せと言え、買収事犯の例は示さない、それから青島議員から要求した資料も出さない。だから、実際としてどれほど金がかかり、どうやればこれが改善できるのか、このことは何ら具体的には指摘をされていないのです。片や具体的にどの人権が侵害されていると。となりますと、私はその点をもう少し明確に、どういふものとどういふものが衝突をして、その結果これによって片やこれはやむを得ないのだということをもう少し明確にしないと、これは

憲法論成り立たぬと思ふのです。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 個人の立候補が制約される点について一つの被害と申しましようか、一方に出てくると申してもよろしいかも知れません。一方また、じゃ国民がどのような利益を受けるのだと、こういう意味かと存じます。それはなかなか私どもは比較はむずかしいと思ひます。一々個人がどのような利益を受けるかではなくて、現在の選挙制度に伴いますいろいろな弊害が除去されて、かつよりふさわしい人が得られやくなる制度ができるのであれば、大きな意味で国民の利益に合致すると、こう申してもよろしいのではなからうかと、さように考えます。

○近藤忠孝君 不可侵の人権というのは要するに侵害してはいかぬということですね。元来侵害できないもの、それを侵害するのだからそれなりの合理性が必要だ。となりますと、抽象的にそれが公共の福祉という言葉を使い何を、それだけではないのじゃないか、これはお認めになつたとおりだと思ふのです。となりますと、片や具体的な権利が侵害されているのに、片やいふ言われたとおりそれはなかなか具体的に言えない、こういうわけですね。具体的に明らかにしうと言え、その資料は出さない。比較のしようがないじゃないでしょうか。何と何を比較しようというのですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 制度の改革でございまして、なかなか御指摘のような比較は私にはむずかしいと思ひます。制度の改正によつて国全体としてより合理的な選挙制度になるかどうか、私もはいま莫大な費用がかかると思ひます。お私どもは政党本位の公営の選挙運動になりますることによつてかからなくなる、これは私どもは恐らくそういう事実になつていくと、かように考えます。

いろいろ申し上げましても繰り返しのようになりますので御賢察をいただきたいわけでございますが、私どもは従来よりもより合理的な制度が実現できるのでそれが国民の全体の利益になつてく

ると、そういう点から福祉に適合すると考えて、個人の基本的な自由が制約されるかも知れませんが、せんけれどもその点はやむを得ないと、私どもはこういうふうにご考慮願ひたいと思ひます。

○近藤忠孝君 結局抽象的な議論なんです。先ほど私が分離可能性の問題について指摘をしたらもう具体的な言えと、抽象的に答えられないと言ふのですけれども、結局説明はこれは抽象的なんです。私どもの方も抽象的な議論に対してなかなかこれは具体的な指摘がむずかしいのです。そこでもう一つ考えなければいかぬのは、そのうであれば侵害される選挙権、まさに国民主権のもとでは大変大事な選挙権を一体どう正確につかむのか。

そういう意味では、これは先ほど来問題の基本的な人権性の問題ですが、先ほどの議論によつてわかりません。しかし、私はどうも基本的な人権性を否定される意味が選挙権の性格について公務説をとっているのじゃないか、公務説、公務の側面がある、そういう気がしてならないのですが、その点はどうですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) やはり権利的性格とそれから公務、公務の務めと申しましようか、公務的な性格とこれは両面あると思ひます。

○近藤忠孝君 要するにこれはいわゆる二元説ですね。そうしますと、人権性の面はそれよろしいですね、権利性ね。それからもう一つの公務性といふと、これは要するに選挙人団に参加していれば公務を遂行すると、こういう考えだと思ふんです。だから選挙権の義務性も出てくるわけですね。私はこの考えというのは国家法人説に由来しているのじゃないか、こう思ふのですが、その点どうですか。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 大変むずかしい御質問でございますが、どうも国家法人説と、有権者が選挙人団の一員として投票を行ななければならぬといふまいしょうか、そういうことは直接の結びつきはないのではなからうかと思ひますけれども、これはなお勉強させていただきたいと思ひます。

思ひます。

○近藤忠孝君 選挙権の性格についていろいろ議論されてはいますが、不明確な部分がかなりあるように思ふので、学説の争ひとしましてね。それで、不明確ながらわゆる公務の側面といふことの根拠は国の機関としての選挙人団、そこに参加する。そういう考えが出てきますのは戦前と言へば天皇機関説でしょう。あのときの絶対君主制に対して、天皇は機関である、それは主体は法人だと、だから制約できるという。しかし、これは私は国民主権のもとではそんな議論をする必要はない。最近の選挙権をめぐる学説見てみますと、そういうことを言わなくてもいいじゃないか、むしろそれは国民主権のもとでは時代おくれじゃないか、美濃部達吉博士があの時代に天皇機関説をとったのは大変勇気のあることであったけれども、しかしいま国民主権のもとになったならば時代的な役割を終えたのじゃないかと、こういう意見がありましてね。それからこの公務説というのは、一つのまあ漠然とした形だけ残つたまま二元説の中に入つていける。これは最近学者の指摘する点です。

そこで最後に、時間が五時少し前になりましたけれども、自治大臣に質問通告しておりましたので、この選挙権の性格につきましてもいままでの議論を踏まえてどうお考えになるか、ひとつお伺いしたいと思います。

○国務大臣(世耕政隆君) 非常にむずかしい問題でございますが、やはり私は常識的に考えて一定の年限が来れば男でも女でも選挙権を持つ、あるいは選挙に立候補することができると、これが一般的な原則だと考えております。

○近藤忠孝君 まあ、余りわからない回答ですけども。私はなぜこんなむずかしい議論したかといふと、発議者の答弁が要するにわけのわからぬところに入つちゃうんですよ、いわゆる合理性論ですね。ですから、となればわが方ももうちょっと本格的な理論武装をしまして、それに対してその

合理性の論拠を打ち破らなければいかぬ。その基礎として私はこの選挙権の性格を明確にしたい。先ほど山議員もかなりその点突っ込みましたので、これは私らもうどうしようは五時をめぐらうことですので、あとは次回に譲りたいと思います。

○委員(上田稔君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(上田稔君) 速記を起して。

○栗林卓司君 実は、当初予想した時間が来たものですからこの辺で終わりたいと思うのですが、ただせっかくお待ちいただいておりますので、若干大臣等にお尋ねをして、あとの質疑は後に譲っていきなさいと思います。

まず、法務大臣にお尋ねをするのですが、この自民党提案の公選法改正案に対して違憲を主張する団体あるいは違憲の疑いがあるという団体、少なからずあることは御承知のとおりだと思います。したがって、もし仮にこの法律案が成立すると違憲訴訟が相次ぐことはまず既定の事実と覚悟せざるを得ない。そのときに、国を相手取って訴訟が提起されるのですが、そのときは法務大臣が国を代表して被告席にお立ちになる、これは間違いないと思いますか。

○国務大臣(坂田道太君) 国会議員の選挙の違憲訴訟につきましては、法務大臣の指揮のもとに都道府県選挙管理委員会あるいは中央選挙管理委員会がその訴訟を担当する場合と、右委員会とともに法務省の訟務局がその訴訟を担当する場合があるかと思ひます。

○栗林卓司君 いや、違憲訴訟の場合には法務大臣が法律の規定で国の代表人としてならなければいかぬと、こう決まっているわけですよ。

○政府委員(柳川俊一君) 先生御指摘の訴訟の形態がどういふ形になるかわかりませんが、いま大臣が申されましたとおり、行政訴訟の形で参ります場合には、本法律案がそのまま可決されたということになります。その訴訟は参議院の全国区ということになりますので、したがっていまして被

告になりますのは中央選挙管理会が被告になります。そして、その代表者はその管理会の代表者が代表者になるわけでございます。したがっていまして、法務大臣自身が代表者になるわけではございません。ただ、法務大臣は行政訴訟について指揮権を持っておりまして、法務大臣の指揮のもとにその中央選挙管理会が応訴をするということに相なると思ひます。

○栗林卓司君 そうなりますと、いずれ法務大臣は当事者の一人であるわけですね。私がいま聞きたいのは、そのときに、この法律案は合憲であるという立場でお臨みになるのか、合憲だか違憲だかよくわけのわからぬという立場でお臨みになるのか、どっちになるんでしょう。

○政府委員(柳川俊一君) 法務大臣の立場といたしましては、具体的な訴訟が起こりました段階において関係省庁と協議の上応訴をするということになっておりますので、現在の段階では何も申し上げられないというのが私どもの立場でございます。

○栗林卓司君 では、自治大臣にお尋ねをします。この法律案が仮に通りますと、憲法の七十三条ですが、内閣は法律を誠実に執行する義務がある、当然その義務を負われると思ひます。憲法九十九条は憲法尊重擁護の義務が書いてあります。仮にこの法律案が合憲であれば問題ないのだけれども、合憲か違憲かわからぬというときに、当面その執行の責任者に当たるのは自治大臣でありますか、自治大臣として違憲審査をする権限はお持ちなんですか。

○国務大臣(世耕政隆君) この場合、訴訟の被告人は中央選挙管理会でありまして、訴訟を行われますと、その過程において、つまり国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律によつて、必要によつては法務大臣の指揮を受けるものとされております。しかしながら、こういう訴訟が提起された場合には、自治大臣とい

して、また中央選挙管理会が自治省の附屬機関でございまして、管理会の立場を尊重しながら、適正な判決が得られるように努力する立場にあり

○栗林卓司君 済みません、前の質問と一緒になつたものですから誤解されたようですが、違憲訴訟は置いておいて、選挙管理委員会の主務大臣は自治大臣でございましょうから、この法律案が仮に施行されたとすると、内閣すなわち当面の主務大臣としては、自治大臣はこれを誠実に履行しなければいかぬ。一方九十九条では憲法をあくまでも尊重擁護していかなければいかぬ。となるとこの法律案は合憲であつてくれなければ困る。となると自治大臣として違憲審査権をお持ちですかということなんです、質問は。

○国務大臣(世耕政隆君) 私にはその権限はございません。

○栗林卓司君 内閣がかかわるわけですからけれども、内閣法制局長官とするとこの種問題はどうかうらんなっている、どういふお立場にお立ちになるのですか。

○政府委員(角田禮次郎君) 先ほど御引用にもなりましたけれども、憲法七十三条の一号には法律を誠実に執行するということが内閣の職務として掲げられております。いやしくも国会を通過して成立した法律に対して行政府である内閣が、それに対して違憲の疑いがあるとか、あるいは若干疑いがあるからその執行を怠るとか、あるいは拒否するということなどは内閣の立場として許されません。

○栗林卓司君 いまおっしゃったとおりだと思うのですが、内閣には違憲審査権はない。あくまでも、少なくとも最高機関の国会で決めたからには合憲であろう、そう推測をして動いていくのが大体通説であり現在動いているところですね。そうすると、内閣法制局長官とすると、いまこの法律案に対して、とかく聞かれても困ります、もともとこれについて意見を言うべき立場にもない職分でありまして、自治大臣の方は決まったら誠実に履

行するしか仕方がない。それはあくまでもこれが合憲だという前提に立ちます。法務大臣も同様だと思ひます。ということは、内閣としてはこの法律案が合憲かあるいは違憲かという問題については何もできません。そうすると、いま国会で議論になっているわけですね。問題は議院法制局、これは一体何をするとどうなんだろうかと、参議院法制局長に伺ひます。

○法制局長(浅野一郎君) まず、選挙訴訟の方からお答えいたしますけれども、選挙訴訟に關しましてはわれわれは直接関係ございません。

それから議員提案の法案の問題でございますが、私どもはその法案の作成を補佐する立場にございまして、補佐の段階で当然憲法に適合するかどうかは御補佐申し上げることになっております。

○栗林卓司君 それで法制局長、いまの提案の自民党の案が合憲だとお考えになつておられるのですか、それとも違憲の疑いがあるとお考えになつておられるのか、その点はどうかでございますか。補佐する立場にあるのだから作業はしたわけでしょう。

○法制局長(浅野一郎君) 補佐をして作業いたしました以上は憲法に適合するものとして御補佐を申し上げたわけでございます。

○栗林卓司君 憲法に適合すると判断された内容はどういうことでございますか。

○法制局長(浅野一郎君) 私どもが繰り返して申し上げておりますけれども、要するにこの拘束名簿比例代表制の導入が、いまの、どういふ言ひますか、選挙民にとりましては候補者の選択の困難、それから候補者にとりましては選挙運動費用の膨大、努力の過酷という、参議院全国区制の包含する問題点を解決するという点、それから国民の政治的意思を適正に国会に反映するという点が二点。そういう目的のために政党が議会制民主主義を支える不可欠の要素となつており、国民の政治的意思形成の媒体として重要な機能を果たしておるという現実を踏まえて出されたものであると、こういうふうに判断いたしましたので、合理的な

ものであると、こう考えたわけでございます。

○栗林卓司君 いまいろいろ挙げられた合理的の中身ですけれども、それはさっき近藤さんが御議論になったのは実は同じでありまして、基本的な権を制約するということになるとある合理性が求められる。合理性があれば国会の裁量権の範囲内であるから違憲ではあるまいと、こういうことですね。

そこで、いまお述べになったことについて、個々に、たとえば国民が選びづらい、今度は選びやすくなる云々ということについて、そうであるかどうかを検証する能力と立場に、能力があるのかないのか、また立場にお立ちになっているのか。要するに、参議院法制局としてお調べになった上でそういう御判断をなさっているのかはどうですか。

○法制局長(浅野一郎君) 私どもは補佐する立場にございますので、私どものできる限りの資料をもとにいたしまして合憲と、こう判断いたしましたわけでございます。

○栗林卓司君 自民党の方が提案理由としていろいろ並べているのはあるんです。それを一つ一つ精査して、確かにそうです、したがって合憲ですということなんでしょうか。

○法制局長(浅野一郎君) 一つ一つ考えまして、そうして合理的と考えられておることに理由があるのと、こういうふうに判断したわけでございます。

○栗林卓司君 あなたは大変なことを答えているんだけれどもね。たとえば金がかかり過ぎるとあるでしょう。それが今度の選挙制度になるとかからないようになると、改善であるということと自民党は主張しておられます。あなたとするとその主張は主張としてまるのみにするしかしようがない。参議院の言うとおりでそうであったとしたら、その場合には基本的人権が制約をされても憲法が許容する範囲内でしょう。もし参議院の言うて、発議者が合理的だと言っている内容が本当に合理的かどうかは法制局には判断できないのじゃないですか。

○法制局長(浅野一郎君) 先ほど申し上げましたように、われわれとして与えられた権限の中で、できる限りの資料をもとにして合理的と判断されることに理由があると、こういうふうに判断したわけでございます。

○栗林卓司君 これまで作業をしてこれら経緯があるからどうしてもそういう答弁になるのだと思ふのだけれども、資料は何もないのだよ、何にもない。何にもなくてただ合理的だと参議院が勝手に決めているだけなんです。したがってあなたと参議院の疑いがあるという団体があり、違憲だと言っている政党もある。内閣法制局としては「ちょっといまあなたの議事録どこかへいっちゃって探しているんだけれども、きちんと答えられていないのです。参議院がおっしゃっているように、仮にそうだとしたら裁量の範囲内なんです。僕はあなたのこれまでの答えが一番正確だと思ふ。いまちょっとそれは法制局長としては踏み出し過ぎ。」

問題は、公共の福祉とかかわりで、それを基本的人権を制約するに足る合理性があるかないか、これがこの法案が合憲か違憲かの肝心の部分なんです。いまあなたのお答えがそうであればしやうがないのだけれども、ただ私が言いたいのは、内閣はそんなこととにかく見ているしかありません。合憲か違憲かというのはこの国会の議論で決めるしかない。そうなんです。だから、選挙制度というのは違憲の疑いはなるべく避けながら立法していくのが私は本来の筋道だと思う。それを疑いがある、あるいは違憲が明白であるという議論が出る中で、この国会の議論をどうやって進めていったらいいのか。これは篤と自民党の方々にお願いしたい。

最後に伺いますが、違憲訴訟が出ますと、これは裁判所がその判定を下すことになる、最高裁判所。それで、もし裁判所が今度は精査をして合理性が認められない、憲法違反でありますという判決をしたら、これは最高裁のことだからするはずはないだろうという議論は成り立たないのです。判決をしたらどうなるか。それまでの選挙は一切無効。その間に成立した法律案は一切無効かどうか大きな争いものになる、大問題になる。この点だけ特に申し上げて、以降の議論は次に譲りたいと思います。

○委員長(上田稔君) 本日の質疑はこの程度といたします。次回の委員会は十四日午後一時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。午後五時十七分散会

五月七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、参議院全国区拘束名簿式比例代表制案反対に関する請願(第三七四六号)

第三七四六号 昭和五十七年四月二十八日受理
参議院全国区拘束名簿式比例代表制案反対に関する請願

請願者 東京都千代田区六番町一五主婦会館内主婦連合会内 奥むめお
紹介議員 前島英三郎君

参議院全国区拘束名簿式比例代表制案は、自民党案が昭和五十六年十月七日、第九十五回国会(臨時会)に提出、今国会に継続審議、社会党案は昭和五十七年四月二十三日、第九十六回国会(常会)に提出された。自、社両党案は、小政党等に対する配慮として名簿提出の政党等の要件緩和及び比例配分方式が若干異なるもの、参議院全国区制への拘束名簿式比例代表制の導入であり、考え方は共通である。二党案共通の最大の問題点は、無所属、個人の立候補の制限で違憲の疑いがあることである。選挙制度は、議会制民主主義の根幹であり、党利党略でない国民有権者の納得する公

正なルールづくりであるべきである。平等で金のかからない選挙の実現には、衆議院及び参議院地方区の議員定数不均衡是正及び政治資金規制法等の改正を急ぐべきである。ついては、自、社両党の参議院全国区拘束名簿式比例代表制案に反対されたい。

理由

(一)このたびのような選挙制度の大改正にあたっては、選挙制度審議会等国民の声を慎重にきくべきである。(二)政党中心の比例代表制の導入は、参議院の政党化を制度的に促進する。このことは憲法が参議院に要請する「政党の枠外から、多数党の意志と国民意志との落差を埋める」という修正機能破壊し、第二院としての存在意義をますます稀薄にする。近年、政党化した参議院に対し無用論が既に国民の間に高まっております。国会不信は更に助長される。(三)本来、比例代表制は政党政治の建前上、第一院たる衆議院議員選挙に考慮されてこそ効果を生むものであり、これを五十名の参議院全国区に適用しても、比例代表制のもつ特質(民意の反映)は生かされない。(四)拘束名簿については、名簿提出の主体を政党などに絞り、無所属の個人立候補を認めない趣旨のものである。また、国民の平等な参政権である被選挙権を制限するものであり憲法違反の疑いが濃い。(第十四条・第十五条・第二十一条・第四十四条)。支持政党なしの有権者・国民が増加の一方である事実、は、政党政治そのものが未熟で信頼を失いつつあることを示している。この実情をみるに、政党への投票を有権者に強いることは棄権、死票を増加せしめる。(五)拘束名簿への掲載順位争いにより、金のかかる選挙になるおそれもある。金のかからない選挙実現のためには、候補者自身の資格を重視すべきである。(六)政党の行う選挙運動の際、違反に対する連座制の適用もなく、万一悪質な違反があつた場合の責任も明確でない。

第二号中正誤

へし 段行 誤

争訟 正

第三号中正誤

へし 段行 誤

十四 正

第四号中正誤

へし 段行 誤

知識 正

第五号中正誤

へし 段行 誤

正

三 四 終わり
九 文章
八 四 三 全国

文書
全国区

昭和五十七年五月二十二日印刷

昭和五十七年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D